

日本国際学園大学  
FACT BOOK 2024  
情報公開要覧

日本国際学園大学

## 目次

### 1. 養成する人材像・3つのポリシー

- (1) 養成する人材像
- (2) ディプロマ・ポリシー
- (3) カリキュラム・ポリシー
- (4) アドミッション・ポリシー

### 2. 教育

- (1) 設置する学部・学科
- (2) 教員数
- (3) 教員名簿、保有学位
- (4) 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表

### 3. 学生

- (1) 入学者数
- (2) 収容定員
- (3) 在学者数
- (4) 卒業生数、卒業生の進路内訳
- (5) 学生生活支援体制

### 4. 財務

- (1) 財産目録(抄)・貸借対照表(抄)
- (2) 資金収支計算書(抄)

### 5. 組織

- (1) 基本組織
- (2) 教員組織
- (3) 事務組織

### 6. 施設設備

- (1) 施設設備その他学生の教育環境
- (2) 耐震化率

### 7. 自己点検・認証評価結果

- (1) 自己点検結果
- (2) 大学機関別認証評価結果

(巻末資料)

- 1. 寄附行為

2. 監査報告書
3. 事業報告書 第1部、第4部(役員名簿含む)
4. 役員報酬支給基準
5. 学則
6. 教育課程及び履修方法に関する規程
7. キャンパスマップ・教室等配置図
8. 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表
9. 財務概要

## 1. 養成する人材像・3つのポリシー

### (1) 養成する人材像

日本国際学園大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律26号)の趣旨に則り、知識の啓発、徳性の涵養、技術の練磨の建学の精神を具現する高度の知識、技能を教授研究し、もってわが国文化の高揚発達に貢献するとともに、国際性豊かな人間を育成することを目的とする。

### (2) ディプロマ・ポリシー

#### 1. 学位授与方針

本学では、21世紀に生きるために必要なコンピテンシーを基礎に、幅広い知識や専門的な学識と技能を有し、創造的に主体的に問題を解決する能力、社会(国際社会・地域社会)の一員として貢献する能力、多様な他者と協働できるコミュニケーション能力を身につけ、学修成果をあげた者に学士(経営情報)の学位を授与します。

21世紀を生きるために必要なコンピテンシーとは、言語、数字、ICTなどの道具を介して世界と対話し、自分とは異なる他者とコミュニケーションをとり、関わり合いながら、自分の意思や生き方を主体的に決定して実践する能力です。身につける能力を以下のとおり示します。

#### ① 創造的に主体的に問題を解決する能力

解なき問いに主体的に取り組み、幅広い知識や技能を活用して問題を解決するとともに、新たに「もの」や「こと」などを創りだす能力を身につけている。

#### ② 専門的な学識と技能

それぞれの分野に応じた学識を持ち、それを活かすための技能を身につけている。

#### ③ 自分とは異なる他者とコミュニケーションできる能力

複雑な国際社会・地域社会に生きる市民として、多様な背景を持つ他者の考えや立場を理解し、場面に応じた適切な対話と読解を通して意思疎通と協働を可能にする能力を身につけている。

### (3) カリキュラム・ポリシー

#### 1. 教育課程編成方針

教育課程編成方針を以下のとおり示します。

① ディプロマ・ポリシー(学位授与方針・卒業要件)に掲げた能力を身に付けさせるため、人文科学専攻、社会科学専攻、経営学専攻、情報・デザイン専攻の4専攻それぞれの体系的な学修が可能となるよう教育課程を編成する。

② 学生は2年次から各専攻(主専攻)に所属する。他の専攻を副専攻として選択し体系的に学ぶことも可能な教育課程とする。

③ 体系的な学びを実現するために、科目ナンバリングを履修管理に用いる。

#### 2. 教育課程実施方針

ディプロマ・ポリシーに示した能力を修得するために、各学年にわたりPBL(Project-Based Learning)などのアクティブラーニングの手法を積極的に取り入れ、学生の主体的な学び、論理的思考力、応用力を育てます。各学年の教育課程実施方針を以下のとおり示します。

①1年次においては、幅広い知識を備えた人材を育成するため、教養教育を実施する。大学での教育を受けるための基礎となる語学力(英語・日本語)や技術(基礎的な ICT 活用能力)を身につける。

②2年次からは、幅広い知識と専門的学識を体系的に身につけるため、学生の関心や希望する進路に応じて4専攻のいずれかに所属する。また、多様な学問的課題・社会的課題を自分自身で考える力を身につけるため、専門基礎科目(共通、専攻)を広く体系的に実施する。柔軟で創造的な発想で課題解決ができる力を身につけるため、選択した専攻だけでなく、他専攻の専門基礎科目も履修できる。

③3年次からは、卒業後の進路を意識し21世紀を生きるために必要な深い教養、ビジネスマインドやマネジメント能力、作品を制作するための技術などを、専門発展科目を通じて体系的に学ぶ。また専門演習ゼミの中では、ディスカッション能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力及びチームワークなどといった、プロフェッショナル(職業人)としての問題解決能力を身につける。

④4年次では、専門演習ゼミを通じて専門的な学識と技能を深め、主体的・創造的な問題解決への取り組み方、多様な背景を持つ他者とのコミュニケーションを実践し身につける。希望者は卒業研究に取り組むことができ、指導教員の下で、専門の内容に沿ったデータ収集・分析、作品制作、プログラム開発を行い、これらに論理的な考察を加えることによって、卒業論文を完成させることで創造的な思考力、問題解決力を身に付ける。

ILA(International Liberal Arts)コースの学生は、1年次は集中的に英語の必修授業を受講し、英語の4技能、Listening、Speaking、Reading、Writingの基礎を再構築する。2年次では前期に海外留学をすることで実践的な英語コミュニケーション能力を身につけ、2年次後期からは英語開講される専門基礎・発展科目を受講し幅広い知識と英語運用能力を身につける。また希望者は2年次から専門発展科目を履修し、高い専門的知識・技術の獲得を目指すことができる。

## 5. 学修成果の評価方法

学修成果の評価方法は、各科目のシラバスに具体的に示し、ルーブリック評価を取り入れることによって、成績評価を分かりやすく可視化し、厳正に評価します。

### (4) アドミッション・ポリシー

#### 1. 入学の受け入れに関する方針

高等学校の教育課程を幅広く修得し、基礎的な学力、基本的な知識・技能を身に付け、本学の教育方針・教育目標を理解し、ディプロマ・ポリシーに基づき、豊かな人間力と高いコンピテンシーを獲得し、グローバルでかつローカルな視点を持つビジネスエリートとなることを志す意欲ある学生を幅広く受け入れます。具体的には、以下のような能力を身に付けようとする学生を求めます。

①創造的に主体的に問題を解決する能力(解なき問題に主体的に取り組み、幅広い知識や技能を活用して問題を解決するとともに、新たにものやことなどを創り出す能力)

②専門的な学識と技能(それぞれの分野に応じた学識を持ち、それを活かすための技能)

③自分とは異なる他者とコミュニケーションできる能力(複雑な国際社会・地域社会に生きる市民として、多様な背景を持つ他者の考えや立場を理解し、場面に応じた適切な対話と読解を通して意思疎通と協働を可能にする能力)

## 2. 教育

### (1) 設置する学部・学科

経営情報学部・ビジネスデザイン学科

### (2) 教員数

35名(2024年5月1日現在)

### (3) 教員名簿、保有学位

職名	氏名	学位	業績
教授	赤間 吉雄	学士(社会学)	
教授	荒幡 克己	博士(農業経済学)	<a href="https://researchmap.jp/read0051638">https://researchmap.jp/read0051638</a>
教授	伊藤 雅之	博士(農業経済学)	<a href="https://researchmap.jp/read0142290">https://researchmap.jp/read0142290</a>
教授	卯城 祐司	博士(言語学)	<a href="https://researchmap.jp/read0186698">https://researchmap.jp/read0186698</a>
教授	大田 住吉	博士(工学)、修士(経済学)	
教授	鎌田 彰	修士(英文学)	
教授	桐原 武文	学士(商業)	
教授	倉橋 節也	博士(システムマネジメント)	<a href="https://researchmap.jp/setsuya_kurahashi">https://researchmap.jp/setsuya_kurahashi</a>
教授	小孫 康平	博士(学術)	<a href="https://researchmap.jp/read0182688">https://researchmap.jp/read0182688</a>
教授	高嶋 啓	博士(美術)	<a href="https://researchmap.jp/T-kei">https://researchmap.jp/T-kei</a>
教授	高藤 清美	博士(理学)	<a href="https://researchmap.jp/read0058724">https://researchmap.jp/read0058724</a>
教授	谷本 茂明	博士(工学)	<a href="https://researchmap.jp/7000002526">https://researchmap.jp/7000002526</a>
教授	中野 千秋	博士(経営学)	<a href="https://researchmap.jp/read0044209">https://researchmap.jp/read0044209</a>
教授	橋本 二郎	修士(英語学)	
教授	濱西 隆男	学士(法学)	
教授	藤田 泰一	修士(経営学)	
教授	古家 晴美	修士(文学)	
教授	宝崎 隆祐	博士(システム科学)	
教授	南 正信	博士(医学)	
教授	山島 一浩	博士(情報学)	
教授	横澤 一彦	博士(工学)	
教授	ロバート ジュペ	学士(経営学・ドイツ語)	
准教授	亀田 千里	修士(学術)	
准教授	芹川 純一	学士(文学)	
准教授	パンタ ボーラ	修士(工学)	<a href="https://researchmap.jp/brp">https://researchmap.jp/brp</a>
講師	野田 美波子	修士(美術)	<a href="https://researchmap.jp/nodanodanoda">https://researchmap.jp/nodanodanoda</a>
助教	安達 万里江	修士(言語文化学)	<a href="https://researchmap.jp/marie-adachi">https://researchmap.jp/marie-adachi</a>
助教	アンドラウス セルヒオ	修士(理学)	<a href="https://researchmap.jp/sergioandrus">https://researchmap.jp/sergioandrus</a>
助教	アンドリュウ タイラー	博士(哲学)	<a href="https://researchmap.jp/atylerjorn">https://researchmap.jp/atylerjorn</a>
助教	ウィーセンベルク サンドロ シルビオ	修士(学術)	
助教	澁谷 知之	博士(法学)	
助教	陳 祥	博士(国際日本研究)	<a href="https://researchmap.jp/chenshiang">https://researchmap.jp/chenshiang</a>
助教	マクノートン ジョージ	学士(文学)	
助教	丸山 雅貴	修士(人間科学)	

(3)実務経験のある教員等による授業科目の一覧表  
巻末資料参照

### 3.学生

#### (1)入学者数

2024年	126人
-------	------

#### (2)収容定員

2024年	800人
-------	------

#### (3)在学者数

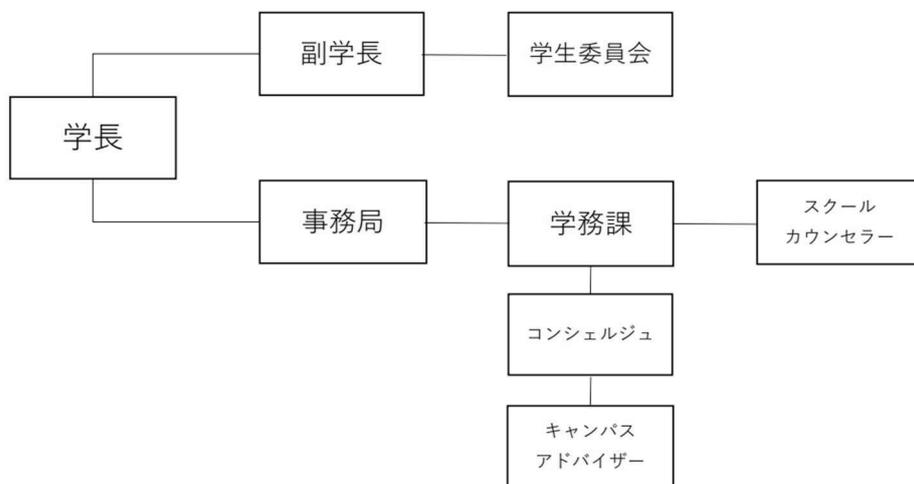
2024年	380人
-------	------

#### (4)卒業生数、卒業生の進路内訳

2023年4月～2024年3月	150人
-----------------	------

進学者	8
就職者	83
その他	59
計	150

#### (5)学生生活支援体制

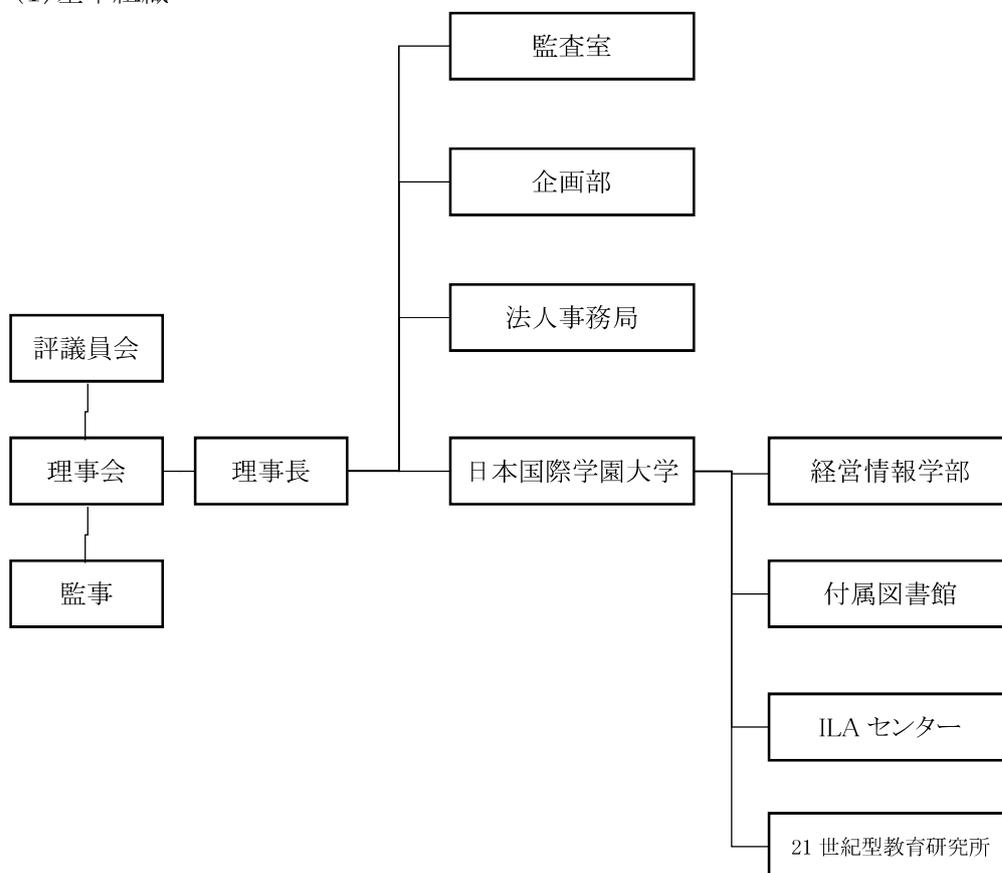


#### 4. 財務

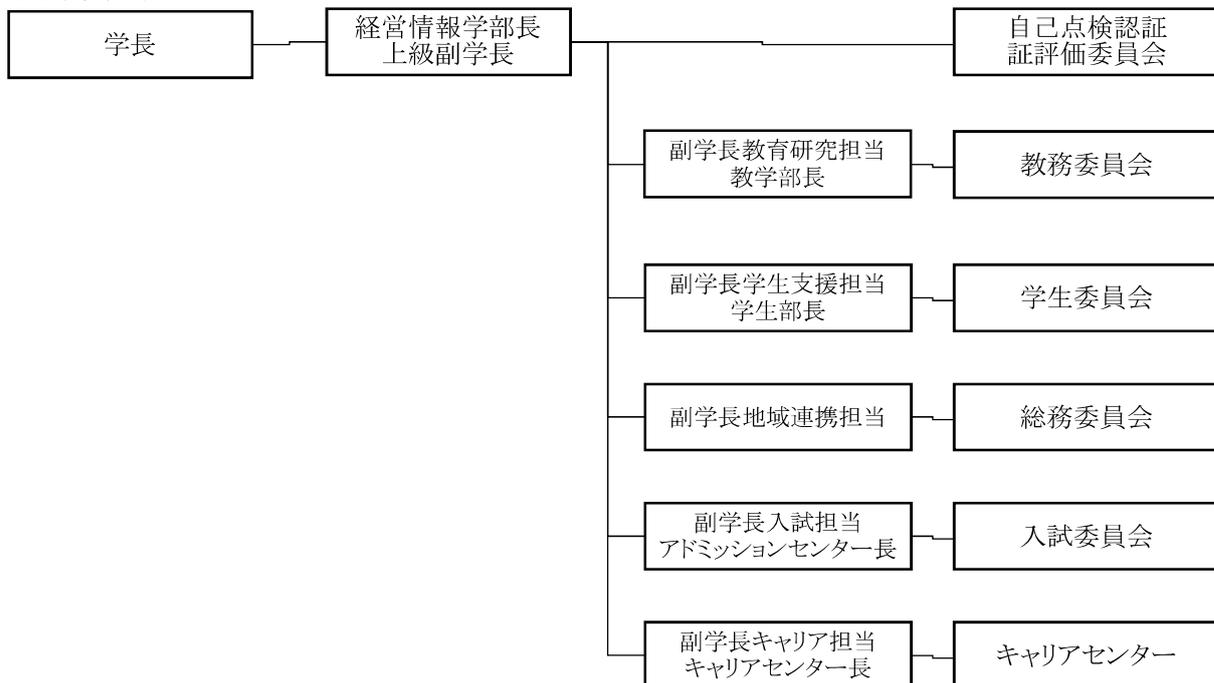
卷末資料 参照

## 5. 組織

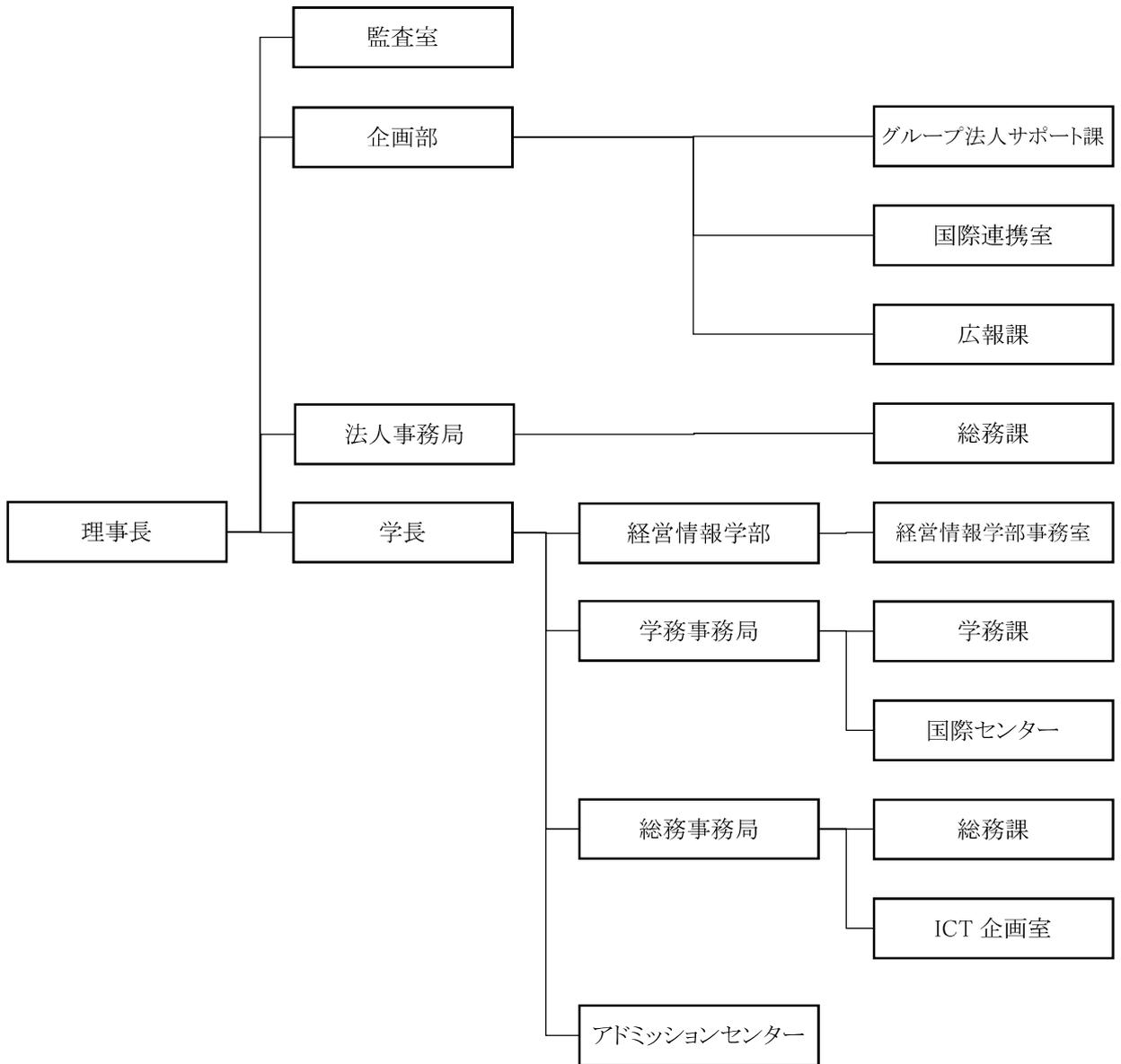
### (1) 基本組織



(2) 教員組織



(3) 事務組織



## 6. 施設設備

### (1) 施設設備その他学生の教育環境

巻末資料キャンパスマップ・教室等配置図参照

### (2) 耐震化率

耐震化率 100%（新耐震基準により建設）

## 7. 自己点検・認証評価結果

### (1) 自己点検結果

2023 年度自己点検評価の結果は、評価機構が定める大学評価基準を満たしているとの結果となりました。

### (2) 大学機関別認証評価結果

日本国際学園大学は 2023 年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受け、「評価機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定されました。

# 学校法人日本国際学園寄附行為

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、学校法人日本国際学園と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を茨城県つくば市吾妻三丁目1番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、知識の啓発、徳性の涵養、技術の練磨と建学の精神を具現する高度の知識、技能を教授研究し、もってわが国文化の高揚発達に貢献する国際性豊かな人材を育成することを目的とする。

### (設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 筑波学院大学 経営情報学部 ビジネスデザイン学科

## 第3章 役員及び理事会

### (役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 6人以上8人以内
  - 二 監事 2人
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち2人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

### (理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長
  - 二 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人
  - 三 学識経験者のうち理事会において選任した者 3人以上5人以内
- 2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあつては、その職務含む。）を行う。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 三 職務上の義務に著しく違反したとき
- 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

- 2 役員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡
- 四 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第12条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長及び常務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること
  - 二 この法人の財産の状況を監査すること
  - 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
  - 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
  - 五 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
  - 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
  - 七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議

に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

#### (議事録)

- 第18条 議長は、理事会の開催の場所(当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席を含む。)及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。)若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
  - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

#### (顧問)

第19条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人に特別な功労があつた者、又は学識経験者のうちから理事会において選任する。
- 3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答える。
- 4 顧問は、理事会並びに評議員会に出席して意見を述べるることができる。ただし、議決に加わ

ることはできない。

#### 第4章 評議員会及び評議員

##### (評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、13人以上17人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に特段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

##### (議事録)

第21条 第18条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

- 2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、または議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員二人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

##### (諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益

及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給基準

- 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六 寄附行為の変更
- 七 合併
- 八 目的たる事業の成功の不能による解散
- 九 寄附金品の募集に関する事項
- 十 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 理事長
  - 二 学長
  - 三 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 2人以上4人以内
  - 四 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25才以上の者のうちから、理事会において選任した者 2人以上3人以内
  - 五 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 7人以上11人以内
- 2 前項第1号及び第2号に規定する評議員は、この法人の理事長又は学長の職を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 第1項第3号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第25条 評議員の任期は3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
  - 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- 一 任期の満了
  - 二 辞任

### 三 死亡

#### 第5章 資産及び会計

##### (資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

##### (資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

##### (基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

##### (積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

##### (経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

##### (会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

##### (予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において、理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければ

ならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公開)

第36条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき  
寄附行為の内容
- 二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- 四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給基準

(役員の報酬)

第36条の3 役員に対して、別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
  - 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
  - 三 合併
  - 四 破産
  - 五 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、学校法人日本国際学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第45条の2 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失なく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第45条の3 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金20万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成31年8月31日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の理事・監事及び評議員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	橋本	綱夫
理事	大島	愼子
理事	星野	勝利
理事	南谷	武人
理事	沖吉	和祐
理事	橋本	二郎
監事	増子	千勝

監事	佐藤 孝夫
評議員	橋本 綱夫
評議員	大島 愼子
評議員	高藤 清美
評議員	南谷 武人
評議員	大久保 恵美子
評議員	染谷 聡子
評議員	星野 勝利
評議員	篠田 陽一
評議員	佐原 成夫
評議員	廣江 彰
評議員	大越 教夫
評議員	高橋 上
評議員	毛塚 幹人
評議員	寺門 一義

- 3 前項の設立当初の理事・監事及び評議員の任期は、文部科学大臣の認可の日（平成31年8月31日）から平成32年3月31日までとする。

附 則

令和2年1月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（令和4年8月9日）から施行する。

附 則

令和5年2月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

# 監事監査報告書

令和6年5月23日

学校法人日本国際学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人日本国際学園

監事 佐藤孝夫  
監事 來嶋真也

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人日本国際学園寄附行為第15条の規定並びに令和4年度監事監査計画に基づき、学校法人日本国際学園の令和5年度の業務若しくは収支及び財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査にあたり、理事会及び評議員会への出席に加え理事長、学長、理事等との意思の疎通を図り職員等からも業務の報告を聴取し、さらに内部監査室とも連携し監査を実施して参りました。

また、収支及び財産の状況についても、理事等から報告及び説明を受けるとともに、会計監査人と協議を行い計算書類等について検討を加えました。

その結果を次のとおり報告いたします。

- 1 学校法人日本国際学園の業務に関する決定及び執行は、所要の手続きのもと行われているものと認めます。
- 2 計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表は、その収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- 3 学校法人の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上

令和 5 (2023) 年度  
事業報告書

学校法人日本国際学園

## 目 次

### I. 法人の概要

1. 基本情報
2. 建学の精神
  - (1) 建学の精神・大学の基本理念
  - (2) 使命と目的
  - (3) 教学目標「Vision2040～グローバル・ビジネスエリートを育てるために」
  - (4) 学校法人日本国際学園「橋本ビジョン 2024-2028」
3. 沿革
4. 組織(法人・教育・研究・事務組織)
5. 設置する学校・学部・学科等
6. 学校・学部・学科等の学生数の状況
7. 役員の概要
8. 評議員の概要

### II. 事業の概要

1. 主な事業の概要
2. 中期的な計画及び事業計画の進捗・達成状況
3. 施設等の状況

### III. 財務の概要

1. 決算の概要
  - (1) 貸借対照表関係
    - ① 貸借対照表の状況(令和6年3月31日)
    - ② 貸借対照表の経年比較
    - ③ 財務比率の経年変化(貸借対照表)
  - (2) 収支計算書関係
    - ① 資金収支計算書の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)
    - ② 資金収支計算書の経年比較
    - ③ 活動区分資金収支計算書の状況
    - ④ 活動区分資金収支計算書の経年比較
  - (3) 事業活動収支計算書関係
    - ① 事業活動収支計算書の状況
    - ② 事業活動収支計算書の経年比較
    - ③ 財務比率の経年比較
  - (4) その他

### IV. 理事会・評議員会の開催実績

- (1) 理事会の開催実績
- (2) 評議員会の開催実績

## I. 法人の概要

### 1. 学校法人基本情報

名 称 学校法人日本国際学園  
所在地 茨城県つくば市吾妻三丁目一番地

### 2. 建学の精神

#### (1) 建学の精神・大学の基本理念

筑波学院大学(以下「本学」という。)の前身、東京家政学院筑波短期大学(国際教養科・情報処理科)は、平成2(1990)年4月に開学した。当時の設置母体である学校法人東京家政学院(以下「学院」という。)は、創立者大江スミ(明治8(1875)年9月7日～昭和23(1948)年1月6日)が、大正12(1923)年2月東京都牛込区市ヶ谷富久町に家政研究所を開設したことに始まり、令和5(2023)年に100周年を迎えた。大正14(1925)年2月には東京家政学院を開学した。創設当時の東京家政学院学則第1条に学院の目的を次のように規定している。

本学院ハ女子ニ高等ノ学問技芸ヲ授ケ同時ニ趣味ヲ高メ感情ヲ精錬シテ理想的家庭生活ノ基準ヲナサシメルヲ以テ目的トス

ここに、学院の建学の精神、教育理念は、「学問・技芸・趣味ヲ高メ感情ヲ精錬(スル)」ことであると謳われている。この「学問」は知識(knowledge)、「趣味ヲ高メ感情ヲ精錬(スル)」は徳性(Virtue)、「技芸」は技術(Art)に当たる。この頭文字をとり、学院の建学の精神を「KVA精神」として掲げ、創立者大江スミの人間観、教育観を表現するものとして、平成31(2019)年4月に設置者が学校法人筑波学院大学(令和5(2023)4月より学校法人日本国際学園に名称変更)になった後も大切に受け継ぎ、今日に至っている。

#### (2) 使命と目的

本学の「KVA精神」は、約100年の社会の激しい変化を経て、今日でも通用するものである。グローバル化の進行、科学技術の高度化、少子高齢化の急激な進行、地球規模での気候変動や環境悪化が進む現代社会において、より一層重要となる普遍的な理念である。この理念に基づき、本学では教育の目的を筑波学院大学学則の第1条(目的)第1項で次のように定めている。

筑波学院大学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨の建学の精神を具現する高度の知識、技能を教授研究し、もってわが国文化の高揚発展に貢献するとともに、国際性豊かな人間を育成することを目的とする。

更に同条第2項では、第1項の目的を敷衍して、本学の使命を次のように定めている。

本学が設置する学部及び学科は、情報化とグローバル化が急速かつ複雑に進む現代社会の発展に貢献するため、知、徳、技のバランスを重視する建学精神のもと広い教養を身につけたうえで、生活を豊かにする情報のシステム、コンテンツ、メディア及び経営経済に関する資質、さらに、それらを効果的に活用する能力を修得し、自立できる人材の育成を目的とする。

#### (3) 教学目標「Vision2040～グローバル・ビジネスエリートを育てるために」

本法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、知識の啓発、徳性の涵

養、技術の錬磨の建学の精神を具現する高度の知識、技能を教授研究し、もってわが国文化の高揚発達に貢献するとともに、国際性豊かな人間を育成することを目的とする。

<p>Vision2040 で目指す中長期的大学像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■解なき問いを思考する主体的・対話的で深い学び、国際共通語英語での学びを主軸とする「学生ファースト」の教育により、学生を鍛え、高い人間力・コンピテンシーを持ったグローバル・ビジネスエリートを育てる大学</li> <li>■社会に貢献する大志を持つ学生が、地域から、全国から、世界から志願する、国際競争力を有する大学</li> <li>■卓越した教育研究リソース(資源)を活かし、地域ニーズに応えた受託事業・研究、共同研究等を通じて社会の発展に貢献する地域に必要とされる大学</li> </ul>
--

Vision2040 を実現するために、外国人教員比率、留学生比率の高い多文化共生キャンパスで学べるグローバルな大学へと着実に前進していく。2020年(令和2年)国勢調査の結果、茨城県0歳人口が17,321人となり、18歳人口26,755人に対し、35%減となった。全国で少子化が進行する中、首都圏に近く地元残留率の低い茨城県内私立大学は、在り方に大幅な変容を求められる。筑波学院大学は、北関東・東北エリア、国際、語学系私大No.1のニッチブランド校を目指し、筑波、仙台のダブルキャンパス体制の確立、ILA(国際教養モデル)の拡充をしていく。同時にニッチトップで2拠点を持つ大学を運営するに相応しい法人名称として2023年度から「学校法人日本国際学園」に変更、さらに仙台キャンパスがスタートする2024年度からの大学名称「日本国際学園大学」に変更して大学、法人及びグループ全体を次のステップに飛躍させる。

#### (4) 学校法人日本国際学園「橋本ビジョン 2024-2028」

○地域での基盤を確立するフェーズ(中期計画の位置づけ)

○中期計画完成時に目指す姿

- ・「小さくともきらりと光り輝く大学」
- ・強い顧客基盤
  - ①高等学校との関係性
  - ②高校生の本学認知
  - ③一般選抜の選抜性)
- ・差別化された教育サービス
  - ①アウトリーチ型で入口から出口までの学生支援
  - ②多様な学生に対応できる学生支援
  - ③出口志向の教育
- ・競争力ある施設力と財務力
  - ①小さくおしゃれな大学
  - ②多様な学び方への対応
  - ③財務基盤の強化

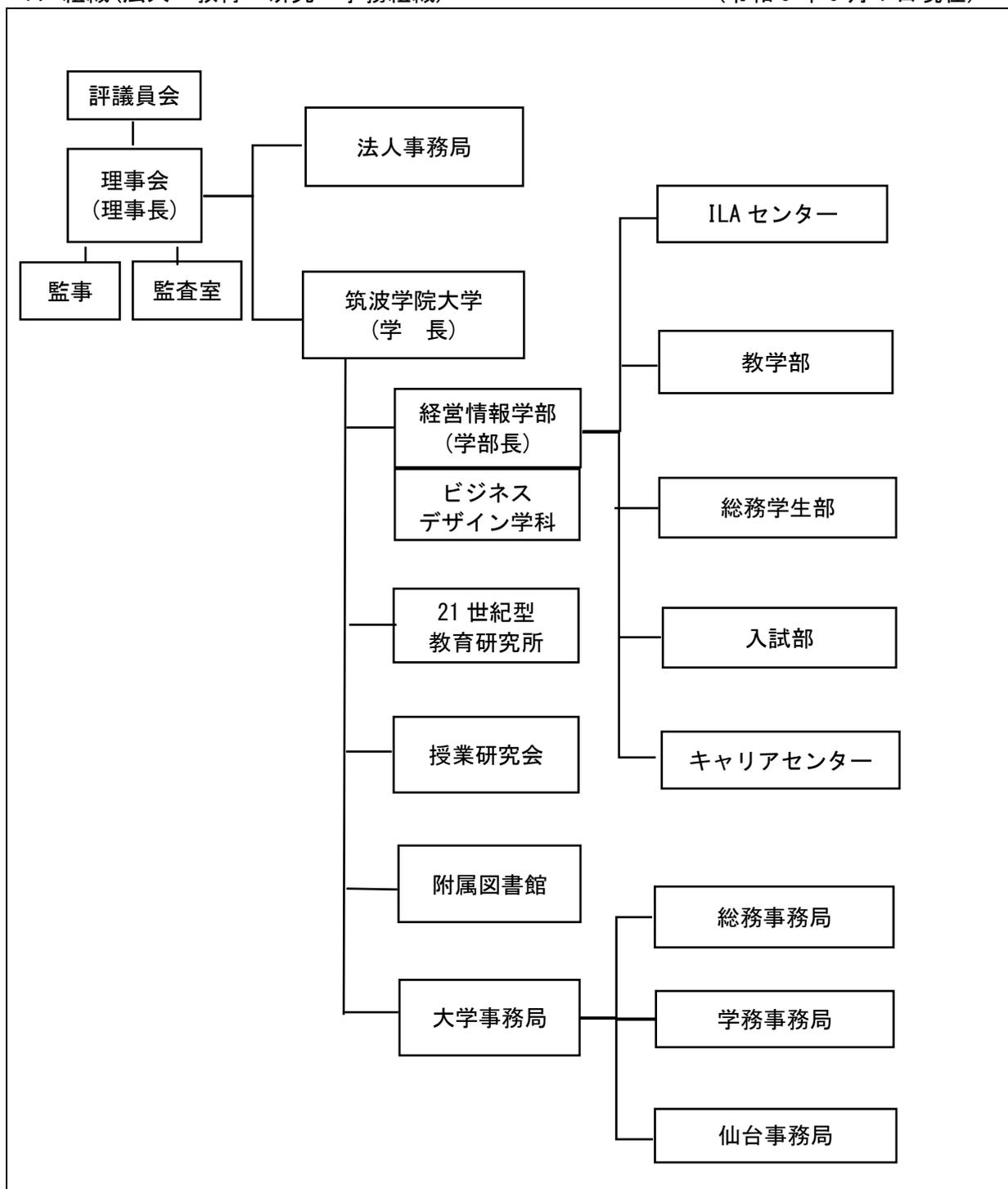
### 3. 沿革

年 月	本学の沿革概要
大正 12(1923)年 2月	家政学の権威・大江スミ、東京市牛込区市ヶ谷富久町に「家政研究所」を設立
大正 14(1925)年 2月	東京家政学院を開学、麴町区三番町に新校舎を竣工
昭和 2(1927)年 7月	東京家政専門学校を創立
昭和 14(1939)年 3月	東京家政学院高等女学校を併設(後に新制中学校・新制高等学校となる。)
昭和 25(1950)年 4月	東京家政学院短期大学を開学
昭和 26(1951)年 3月	財団法人を私立学校法に基づく学校法人に改組

昭和 38(1963)年 4 月	東京家政学院大学家政学部家政学科を開学
平成 2(1990)年 4 月	東京家政学院筑波短期大学 国際教養科、情報処理科を開学
平成 8(1996)年 4 月	東京家政学院筑波女子大学国際学部を開学 東京家政学院筑波短期大学を東京家政学院筑波女子大学短期大学部に名称変更
平成 17(2005)年 4 月	東京家政学院筑波女子大学国際学部を改組、短期大学部情報処理科を廃止し、筑波学院大学情報コミュニケーション学部(情報メディア学科/国際交流学科)
平成 22(2010)年 4 月	筑波学院大学経営情報学部経営情報学科を設置
平成 26(2014)年 5 月	情報コミュニケーション学部国際交流学科・経営情報専攻科を廃止
平成 26(2014)年 11 月	情報コミュニケーション学部を廃止
平成 28(2016)年 4 月	経営情報学部経営情報学科を経営情報学部ビジネスデザイン学科に名称変更
平成 31(2019)年 4 月	設置者(学校法人)が学校法人筑波学院大学に変更
令和 2(2020)年 4 月	宮城県仙台市にサテライトオフィスを開設
令和 2(2020)年 11 月	筑波学院大学に 21 世紀型教育研究所を開設
令和 5(2023)年 4 月	学校法人日本国際学園に法人名称変更
令和 6(2024)年 4 月	日本国際学園大学に名称変更・開学 宮城県仙台市に仙台キャンパスを開設

4. 組織(法人・教育・研究・事務組織)

(令和5年5月1日現在)



5. 設置する学校・学部・学科等

設置する学校	学部	学科
筑波学院大学	経営情報学部	ビジネスデザイン学科

6. 学校・学部・学科等の学生数の状況

(令和5年5月1日現在 単位:人)

筑波学院大学経営情報学部	入学定員	収容定員	1年	2年	3年	4年	合計
ビジネスデザイン学科	200	800	50 (7)	57 (2)	141 (45)	179 (80)	427 (134)

7. 役員の概要

(令和5年5月1日現在)

定員数 理事6人以上8人以内、監事2人

区分	氏名	常勤・非常勤の別	適用
学長	望月義人	常勤	寄附行為第6条第1項第1号理事 学長
常務理事	南谷武人	常勤	寄附行為第6条第1項第2号理事 評議員
理事	橋本二郎	非常勤	寄附行為第6条第1項第2号理事 評議員
理事長	橋本綱夫	常勤	寄附行為第6条第1項第3号理事 学識経験者
理事	池田真一	非常勤	寄附行為第6条第1項第3号理事 学識経験者
理事	佐藤里紗	非常勤	寄附行為第6条第1項第3号理事 学識経験者
監事	増子千勝	非常勤	寄附行為第7条 監事
監事	佐藤孝夫	非常勤	寄附行為第7条 監事

※理事・監事の任期は、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

8. 評議員の概要

(令和5年5月1日現在)

定員数 評議員13人以上17人以内

氏名	適用
橋本綱夫	寄附行為第24条第1項第1号評議員 理事長1人
望月義人	寄附行為第24条第1項第2号評議員 学長1人
高藤清美	寄附行為第24条第1項第3号評議員 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちら、評議員会において選任した者 2人以上4人以内
染谷聡子	
飯田真矢	寄附行為第24条第1項第4号評議員 この法人の設置する学校を卒業した者で25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者
永山真理子	
南谷武人	寄附行為第24条第1項第5号評議員 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 7人以上11人以内
橋本二郎	
星野勝利	
橋内秀中	
大久保恵美子	
松本玲子	
鷹羽伸一	

※評議員の任期は、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

#### IV. 理事会・評議員会の開催実績

##### (1) 理事会の開催実績

開催年月日	審議事項
令和5年4月1日(土)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 理事長の選任について</li> <li>2. 常務理事の選任について</li> <li>3. 理事長代行順位の決定について</li> <li>4. 学校法人日本国際学園寄附行為の変更について</li> <li>5. 筑波学院大学学則の変更について</li> <li>6. 学校法人日本国際学園組織</li> <li>7. 事務局長人事について</li> <li>8. 学校法人名称変更に伴う法人規則等名称の変更について</li> <li>9. 学校法人日本国際学園グループ学園長、グループ常務執行役員及びグループ経営会議に関する規程について</li> </ol>
令和5年5月25日(木)	<p>【第1部】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和4年度事業報告について</li> <li>2. 令和4年度決算について</li> </ol> <p>【第2部】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校法人日本国際学園千葉学園との金銭消費貸借契約について</li> <li>2. 事務局長人事について</li> </ol>
令和5年7月13日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和5年度賞与の支給について</li> <li>2. 物価高に伴う臨時待遇改善の方向性について</li> <li>3. 事務局長人事について</li> </ol>
令和5年9月14日(木)	<p>【第1部】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監事候補者について</li> </ol> <p>【第2部】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校法人日本国際学園就業規則の改正について</li> <li>2. 学校法人日本国際学園給与規則の改正について</li> <li>3. 学校法人日本国際学園組織規則の改正について</li> <li>4. 事務局長人事について</li> </ol>
令和5年11月9日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和5年度冬季賞与の支給について</li> <li>2. 給与規則細則の制定について</li> <li>3. 事務局長人事について</li> <li>4. 令和6年度予算方針について</li> </ol>
令和6年1月11日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本国際学園大学の学則の変更について</li> <li>2. 令和6年度役員賠償保険制度の加入について</li> </ol>
令和6年3月7日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第Ⅱ期中期計画の策定について</li> <li>2. 令和6年度事業計画について</li> <li>3. 令和6年度予算について</li> <li>4. 理事及び評議員の選任について(第6条第1項第3号学識経験者、第24条第1項第5号)</li> <li>5. 特別手当(物価高に伴う臨時待遇改善)支給の継続について</li> <li>6. 校名変更に伴う規則等の変更について</li> </ol>

(2) 評議員会の開催実績

開催年月日	審議事項
令和5年4月1日(土)	1. 評議員理事の選任について 2. 学校法人日本国際学園寄附行為の変更について 3. 筑波学院大学学則の変更について
令和5年5月25日(木)	1. 令和4年度事業報告について 2. 令和4年度決算について 3. 学校法人日本国際学園千葉学園との金銭消費貸借契約について
令和5年9月14日(木)	1. 監事候補者について
令和6年3月7日(木)	1. 第Ⅱ期中期計画の策定について 2. 令和6年度事業計画について 3. 令和6年度予算について

## 学校法人日本国際学園役員及び評議員の報酬等規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人日本国際学園（以下「法人」という。）の役員及び評議員（ただし、法人の職員の身分を有する者を除く。）に支給する報酬等について定める。

(報酬の種類)

第2条 役員の報酬は、報酬（月額または年額）、会議出席日当及び通勤手当とする。

2 評議員の報酬は、会議出席手当とする。

(報酬月額)

第3条 役員の報酬月額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 1,000千円
- (2) 常務理事 700千円
- (3) 常勤監事 500千円

2 前項に定める役員を除く非常勤理事・非常勤監事の報酬年額は、10万円とし、会議出席日当を1日につき10,000円とする。

3 評議員の会議出席手当は、1日につき10,000円とする。

4 教職員が理事を兼ねる場合の理事報酬月額は、次のとおりとする。

- (1) 常務理事 200千円
- (2) 理事 支給しない（通勤手当）

(退職手当等)

第3条の2 役員（非常勤理事・非常勤監事を含む）及び評議員に対する期末手当及び退職手当は支給しない。ただし、教職員が理事を兼ねる場合の期末手当は職員相当部分について支給する。

第4条 通勤手当は、常勤の役員に対し、学校法人日本国際学園給与規則に定める職員の例に準じて支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員の報酬月額を支給日は、毎月21日とし、報酬年額を支給日は12月21日とする。ただし報酬の支給日が休日又は金融機関の休業日である場合は、その直前の休日又は金融機関の休業日でない日とする。

2 非常勤理事、非常勤監事及び評議員の会議出席日当は、会議出席日に現金で支給する。ただし、テレビ会議等で出席する場合には、銀行振り込みにより支給する。

(賞与)

第5条の2 賞与は、法人の業績が良好である場合に限り、その都度理事会の承認を得て支給する。

2 支給日及び支給方法は、給与規則に定める職員の例に準じて支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の決するところによる。

(その他)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年9月12日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日より適用する。

附 則

この規則は、令和3年5月20日に改正し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年5月19日に改正し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から適用する。

# 日本国際学園大学学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 日本国際学園大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律26号)の趣旨に則り、知識の啓発、徳性の涵養、技術の練磨の建学の精神を具現する高度の知識、技能を教授研究し、もってわが国文化の高揚発達に貢献するとともに、国際性豊かな人間を育成することを目的とする。

2 本学が設置する学部及び学科は、情報化とグローバル化が急速かつ複雑に進む現代社会の発展に貢献するため、知、徳、技のバランスを重視する建学精神のもと広い教養を身につけたうえで、生活を豊かにする情報のシステム、コンテンツ、メディア及び経営経済に関する資質、さらに、それらを効果的に活用する能力を修得し、自立できる人材の育成を目的とする。

(自己点検評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

## 第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限

(学部、学科)

第3条 本学に次の学部、学科を置く。

経営情報学部

ビジネスデザイン学科

(学生定員)

第4条 本学の学部、学科の入学定員及び収容定員は次表のとおりとする。

経営情報学部

学 科	入学定員	収容定員
ビジネスデザイン学科	200人	800人
計	200人	800人

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は4年とし、在学年限は、8年とする。ただし、第22条及び第23条の規定により入学した者の在学年限は、在学すべき年数の2倍に相当する年数とする。

2 学生は、前項に規定する在学年限を超えて在学することはできない。

3 長期履修学生(社会人)として入学した者の修業年限は別に定める。

4 長期履修学生(社会人)として2年次以上の相当年次に編入学した者の修業年限は別に定める。

## 第3章 職員組織

(職員組織)

第6条 本学に学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2 前項に定める職員のほか、本学に学長補佐を置くことができる。

(学長)

第7条 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

(副学長)

第7条の2 副学長は、学長を補佐し、学長の命を受けて校務をつかさどる。

(学長補佐)

第7条の3 学長補佐は、学長の職務を助ける。

(学部長)

第8条 学部長は、学部に関する事項を掌理する。

## 第4章 教授会

(教授会)

第9条 本学学部に教授会を置く。

第10条 教授会は、学長、学部長、専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず学長が必要と認めるときは、教授会にその他の職員を出席させることができる。

3 教授会の運営に関する事項は、別に定める。

第11条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、副学長及び学部長が掌る教育に関する次の事項について審議し、並びに学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 教員の採用、昇任その他身分に関する事項

(2) 学術研究及び教育計画に関する事項

(3) 学生の賞罰に関する事項

(4) 学生の厚生補導に関する事項

(5) その他教育に関する事項

## 第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を分けて次の3期とする。

春学期 4月1日から7月31日まで

夏学期 8月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 創立記念日

(4) 夏季休業 8月20日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月7日まで

(6) 春季休業 3月1日から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に規定するもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第6章 入学、編入学、転入学、休学、退学等

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程に修了した者

(5) 文部科学大臣が指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(7) 本学において個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達した者

(入学志願)

第17条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第18条 前条に規定する入学志願者について別に定めるところにより、選考を行う。

(入学の手続)

第19条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに所定の入学時納入金を納入しなければならない。

(入学の許可)

第20条 前条に規定する入学手続きを完了した者について、学長は入学を許可する。

2 入学を許可された者は、保証人連署の上、所定の誓約書を提出しなければならない。

(準用規定)

第21条 前4条の規定は、編入学、転入学及び再入学の場合に準用する。

(編入学、転入学)

第22条 次の各号の一に該当するもので、本学への入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、教授会の意見を聞いて学長が2年次以上の相当年次に編入学及び転入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 大学に1年以上在学したもので、編入学及び転入学を志願する者

(4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であること。その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)

(5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

2 編入学及び転入学試験に関する事項は、別に定める。

(再入学)

第23条 本学を中途退学した者又は除籍された者が退学若しくは除籍(第30条第1項1号の規定による除籍で学納金を完納した者に限る)後2年以内に再入学を願ったときは、教授会の意見を聞いて学長が、相当年次に入学を許可することができる。

(編入学、転入学及び再入学者の既修得単位の取扱)

第24条 前2条の規定により入学を許可された者の既に習得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聞いて学長が決定する。

(休学)

第25条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き、2ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は、第5条第1項に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第26条 休学期間において、休学の理由が消滅し、復学しようとする者は、学長の許可を受けて復学することができる。

(退学)

第27条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 成業の見込みがないと認められる者にたいしては、学長は退学を命ずることができる。

(転学)

第28条 他大学へ転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第29条 本学が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより学生が外国の大学又は短期大学(以下「外国の大学等」という。)に留学することを認めることができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第40条の在学年限に算入することができる。

(除籍)

第30条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料及び施設設備資金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第5条に規定する在学年限を超えた者

(3) 第25条第4項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

## 第7章 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

第31条 授業科目は、総合教養科目群、入門科目群、専門基礎科目群、専門発展科目群、進路支援科目群及び自由科目群に区分し、その授業科目の内容及びその単位数は、別に定める。

2 資格取得に関する事項は別に定める。

(単位の修得)

第32条 学生は、別に定める科目区分に従い、定められた単位を修得しなければならない。

(1年間の授業時間)

第33条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第33条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第32条の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、前項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位の計算方法)

第34条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の講義又は演習をもって1単位とする。

ただし、別に定める科目については、30時間の講義又は演習をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。

(単位の授与)

第35条 授業科目を履修し、その試験に合格した者は、所定の単位を与える。

(試験の時期及びその方法)

第36条 試験は、学期末又は学年末に履修した授業科目について筆記、口述、論文等の方法により行う。

(試験の成績等)

第37条 試験の成績の評価は、S、A、B、C、認定及びFをもって表し、S、A、B、C、及び認定を合格とする。

## 2 削除

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第38条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協議に基づき学生に当該大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、第29条の規定により外国の大学等に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第38条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第39条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第38条第1項及び第3項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## 第8章 卒業及び学位

(卒業)

第40条 本学に4年以上在学し、第32条に基づき124単位を修得し、かつ別に定める条件を満たした者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

第40条の2 第40条の特例として、第40条の要件を満たした者であっても、在学期間の延長を希望する者については、願い出により、学長は卒業の認定を延期することができる。

2 前項の卒業延期に関する事項は、別に定める。

(学士の学位)

第41条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

2 前項の学位には、学科区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

ビジネスデザイン学科 学士(経営情報)

## 第9章 入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料

(納入金の額)

第42条 入学検定料、入学金並びに授業料、施設設備資金及び実習料(以下「授業料等」という。)の納入金は、次のとおりとする。ただし、学校法人東京家政学院が設置する大学、短期大学及び高等学校の卒業生については、入学金を半額とする。

- |                |      |
|----------------|------|
| (1) 入学検定料      | 3万円  |
| (2) 入学金        | 20万円 |
| (3) 授業料(年額)    | 71万円 |
| (4) 施設設備資金(年額) | 35万円 |
| (5) 実習料(年額)    | 3万円  |

2 長期履修学生(社会人)の授業料等は、前項第3号、第4号及び第5号について、修業年限分の総額を、登録修業年数で除した額を年額とし、春学期と夏学期、秋学期に分けて納入する。

3 私費外国人留学生及びそれに準ずる学生には、授業料について、別に定めるところにより、その一部を減免する。

4 学校法人日本国際学園の設置する学校に在学している学生及び生徒の姉妹兄弟が、本学に入学する場合の入学金は、入学金の2分の1の額とする。

第42条の2 長期履修学生(社会人)の授業料等は、前条第1項第3号、第4号及び第5号について、修業年限分の総額を、登録修業年数で除した額を年額とし、前期・後期に分けて納入する。

2 登録修業年数より早く卒業する場合の授業料等は、卒業年次に登録修業年数の総額の残額を納入する。

3 登録修業年数を超える場合の授業料等は、前条の規定する額を納入する。

(5年以上在学する学生の授業料の取扱い)

第42条の3 第42条の規定にかかわらず、5年以上在学する学生の授業料の取扱いは、別に定める。

(授業料等の納入期)

第43条 授業料等は、学期の始まる前の次の指定した期日までに納入しなければならない。ただし、入学年度の春学期と夏学期分の授業料等については、入学手続き時の指定の日までに納入するものとする。

春学期と夏学期分 3月31日

秋学期分 9月20日

なお、納入期日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日・日曜日、その他の休日に当たるときは、これらの日の前日とする。

(退学者等の授業料等)

第44条 学期の途中で退学及び転学した者又は除籍(第30条第1項第1号の規定による除籍は除く)された者も、その期の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(休学者の授業料等)

第45条 休学を許可された者及び命ぜられた者については、休学期間中の授業料、実習料は全額、施設設備資金は半額を免除する。

(既納の納入金)

第46条 既納の入学検定料、入学金、授業料等は、返戻しない。

(授業料等未納者の受験資格)

第47条 授業料等を納入しない者は、試験を受けることができない。

## 第10章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第48条 学長は、本学において、特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条の2 他大学等の学生で本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第49条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(諸規則の準用)

第50条 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に対しては、別段の定めのあるものを除くほ

か、本学の学生に関する規則を準用する。

### 第11章 賞罰

(表彰)

第51条 学生で学業、人物ともに優れた学生として表彰に値する行為があった者は、学長はこれを表彰することができる。

(懲戒)

第52条 本学の教育の趣旨にそむき、又は本学の規則に違反し、学生としての本分に反する行為をした者は、学長はこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とし、詳細は別に定める。

(命ずる退学)

第53条 前条に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるもの

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

### 第12章 附属図書館

(附属図書館)

第54条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

### 第13章 公開講座

(公開講座)

第55条 本学の教育研究活動の成果を広く地域社会に公開し、社会人の教養を高め、文化の向上を資するため、本学は公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 筑波学院大学国際学部及び東京家政学院筑波女子大学短期大学部の1年次入学に係る学生募集は、平成17年度から停止する。本則第4条の規定にかかわらず、国際学部3年次編入学に係る学生募集は、平成19年度から停止する。

3 本則第4条に規定する情報コミュニケーション学部及び国際学部の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成17年度から平成19年度までは、次表のとおりとする。

国際学部

学 科	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国際社会学科	380	260	130
比較文化学科	260	180	90
計	640	440	220

情報コミュニケーション学部

学 科	平成17年度	平成18年度	平成19年度
情報メディア学科	125	250	375
国際交流学科	125	250	375
計	250	500	750

4 東京家政学院筑波女子大学短期大学部学則(平成2年4月1日制定)は、当該短期大学部に在学

する学生が、在学しなくなる日までの間は、存続する。

5 東京家政学院筑波女子大学学則(平成8年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 本則第32条の規則は、平成17年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 筑波学院大学国際学部の在籍学生の取扱いについては、なお従前の例による。

3 筑波学院大学国際学部の在籍学生の卒業を待って、国際学部は廃止する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成22年2月19日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、情報コミュニケーション学部情報メディア学科及び国際交流学科は、改正後の学則第3条に掲げる規定にかかわらず在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

2 情報コミュニケーション学部情報メディア学科及び国際交流学科の1年次入学に係る学生募集は、平成22年度から停止する。

3 改正後の学則第4条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、情報コミュニケーション学部情報メディア学科・国際交流学科の平成22年度から平成24年度までの収容定員は、次のとおりとする。

情報コミュニケーション学部

学 科	平成22年度	平成23年度	平成24年度
情報メディア学科	375	250	125
国際交流学科	375	250	125
計	750	500	250

経営情報学部

学 科	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経営情報学科	200	400	600
計	200	400	600

4 改正後の学則第32条に掲げる規定にかかわらず情報コミュニケーション学部情報メディア学科・国際交流学科は次表のとおりとする。

情報コミュニケーション学部

	科 目 区 分	必 修	選 択	自 由	計
1	総合科目群	14単位	20単位		34単位
	総合教育科目	6単位	12単位		
	情報基礎科目				
	情報理解科目		4単位		
	地域理解科目		2単位		
	文化理解科目		2単位		
外国語科目	8単位				

2	専門科目群	26単位	48単位		74単位
	入門科目 基礎科目 発展科目 実践科目 卒業研究	14単位  6単位 6単位	40単位 8単位		
3	自由科目群			18単位以上	18単位以上
	総合科目群 専門科目群 進路支援科目 その他認定科目 日本語教員養成科目 学芸員資格科目				
計		40単位	68単位	18単位以上	126単位以上

※ 国際交流学科における、専門科目群の基礎科目40単位の細目は、次のとおりとする。

外国語科目 8単位  
情報科学科目 4単位  
基礎科目 28単位

※ 教職に関する科目は別に定め、卒業の要件(126単位)に含まれない。

- 5 改正後の第41条の2にかかわらず情報コミュニケーション学部情報メディア学科・国際交流学科の学士の学位は次のとおりとする。

情報メディア学科 学士(情報メディア)  
国際交流学科 学士(国際交流)

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、第32条の科目区分については、平成25年度以前入学生は従前の例による。

附 則

この学則は、平成26年5月13日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、経営情報学部経営情報学科は、改正後の学則第3条に掲げる規定にかかわらず在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 2 経営情報学部経営情報学科の1年次入学に係る学生募集は、平成28年度から停止する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 第42条の規定は、平成30年度第1学年入学者から適用する。

- 3 第45条の規定は、平成30年度在学学生から適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 令和元年度に在学する者の第43条の適用は、従前の期限にかかわらず令和2年度

の前期分については令和2年3月31日を期限とする。

- 3 平成30年度以前に入学した者に対する第31条、第32条の適用はなお従前の例による。
- 4 平成31年度に入学した者に対する第32条は一部読み替え、「入門科目群 必修22単位」、「自由科目 選択10単位」とし、卒業要件単位数124単位の内訳は必修32単位、選択92単位とする。

科目区分		必修	選択	卒業要件 単位数	備考
総合教養科目群	教養科目		8	8	
総合教養科目群	外国語科目		4	4	
入門科目群		22		22	
専門基礎科目群	共通科目		60	60	
専門基礎科目群	コース科目				16
専門発展科目群			6		希望のコース科目に かかわらず6単位以上
卒業研究(専門発展科目群)		4		4	
進路支援科目群	キャリア形成	6	10	16	
進路支援科目群	実践科目				
自由科目(どの科目群からとっても 良い単位)			10	10	
計		32	92	124	

- 5 編入学、転入学及び再入学者は、入学する相当年次の学生に適用させている第31条、第32条を適用する。

附 則

この学則は、令和2年5月29日から施行し、改定後の規定は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

## ○日本国際学園大学教育課程及び履修方法に関する規程

(趣旨)

第1条 日本国際学園大学(以下「本学」という。)学則第31条から第37条の規定に基づく教育課程及び履修方法については、この規則の定めるところによる。

(授業科目)

- 第2条 授業科目名、単位数、及び必修・選択の別は、授業科目の区分別に別表1のとおり定める。
- 2 授業科目は、更に領域及び分野に区分することができる。
  - 3 授業科目は、必修科目及び選択科目に分け、必要に応じて自由科目を設けることができる。
  - 4 授業は講義、演習、実験・実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
  - 5 授業科目については、第1項から前項までの規定に定めるものの他、担当教員、開設学期、授業時間(曜日・時限)、対象クラス、授業科目概要、授業目標、履修条件、成績評価方法等授業実施に必要な事項を含む授業計画を作成するものとする。
  - 6 授業科目には、必要に応じてサブタイトルを設けることができる。
  - 7 削除

(授業計画等の公開)

第3条 第2条第1項から第6項に定めたものは、学年はじめに公示する。

(履修モデル及び履修モデルの選択)

第3条の2 学生が履修するモデルとなる授業科目の配置を定めた履修モデルを各専攻内に設定する。

人文科学専攻

- (1) 国際教養モデル
- (2) 英語コミュニケーションモデル
- (3) 国際エアラインモデル
- (4) 国際ホテルモデル

社会科学専攻

- (5) 公務員モデル

経営学専攻

- (6) 現代ビジネスモデル
- (7) 日本文化・ビジネスモデル

情報・デザイン専攻

- (8) AI・情報モデル
- (9) コンテンツデザインモデル

ILAコースは国際教養モデルと読み替える。

- 2 学生は履修計画を立てるに当たり一の履修モデルを選択する。
- 3 学生が履修モデルへ所属する時期は、1年次秋学期からとする。ただし、日本文化・ビジネスモデルは入学時から所属するものとする。

(履修モデルにおける履修)

- 第3条の3 履修モデルにおいては、第5条の2に定める表の科目区分に従い、それぞれのモデルにおいて必要とする卒業までに履修すべき科目を定める。
- 2 前項の表及び別表1に定める必修、選択の科目に加え、その学生が選択する履修モデルが必要と定める科目はすべて修得することを要するものとする。

(履修モデルの所属変更)

- 第3条の4 履修モデルの所属の変更は、春学期当初及び秋学期当初のみ認める。
- 2 履修モデルの所属を変更した場合は、その変更後の履修モデルが必要と定める科目のすべて修得することを要するものとする。
  - 3 履修規程第5条の2に定めるILAコースの必修科目である「海外留学」は、国際教養モデルを選択した学生が2年次に履修するものとし、履修しない場合は2年次春学期当初に他の履修モデルへ所属を変更しなければならない。ただし、特別な事情があるものと学長が認める場合は、この限りではない。

(履修計画及び履修登録)

第4条 学生は授業時間割等により履修計画をたて、学年または学期の始めに履修科目の登録をしなければならない。

(授業科目の履修)

- 第5条 履修することができる授業科目は、原則として、その年次に配当されているもの及びそれ以下の年次のものとする。ただし、第7条に定める成績評価でS、A、B、C及び認定(T)と評価された授業科目を再履修することはできないものとする。
- 2 1年間に履修登録できる授業科目の単位数は、48単位を超えることはできない。また、各期に登録できる授業科目の単位数は、春学期と夏学期は合わせて24単位、秋学期は24単位を超えることはできない。
  - 3 次の場合は特例として、前項に定める単位を超えて履修登録を認める。
    - (1) 本規程第9条に規定する科目を履修する場合。
    - (2) 前年度に年間32単位以上を修得した2年生以上を対象とし、直前の学期のグレードポイントアベレージ(以下「GPA」という)が3.5以上の場合。その際の年次登録単位数は、52単位を超えることはできない。また、各期に登録できる単位数は、春学期と夏学期は合わせて26単位、秋学期は26単位を超えることはできない。

(単位の修得)

第5条の2 学生は、次表に定める科目区分に従い、定められた単位を修得しなければならない。

科目区分		必修	選択	卒業要件 単位数	備考
総合教養 科目群	教養科目		8	8	
	外国語科目	8		8	ILA, 留学生 : 16 単位 推奨
入門科目群		20	2	22	
専門基礎 科目群	共通科目			60	主専攻の科目から 24 単位以上(副専攻を選択する場合には副専攻の科目から 16 単位以上)
	専攻科目		24		
専門発展 科目群		8	—		
進路支援 科目群	キャリア形成	6		6	
	実践科目				

自由科目(どの科目群からとつてもよい単位)		20	20	
計	42	82	124	

上記に加え、当該学生は卒業に以下の条件を要する。

- ① ILA コース (国際教養モデル) は上記に加え以下の4科目が必修となる。  
 外国語科目 Study Abroad Preparation (2 単位)  
 専門基礎科目群 人文科学専攻 海外留学 (12 単位) [2 年次]  
 専門基礎科目群 人文科学専攻 現地報告演習 (2 単位)  
 専門発展科目群 卒業研究 (4 単位)
  - ② ILA コースは 60 単位以上の英語開講科目を修得すること。
  - ③ 留学生は日本語能力試験 (JLPT) N2 以上を合格していること。
- 2 前項に加えて、卒業には履修モデルが必要と定める科目のすべてを修得しなければならない。

(試験)

第6条 定期試験は、本学が定めた試験期間に行う。

- 2 追試験は、疾病その他やむを得ない事情により定期試験を受けられなかった科目について、願い出により行う。
- 3 再試験は、定期試験において不合格になった授業科目のうち必修科目について、願い出により行う。

(成績評価)

第7条 成績評価の表記、評点、基準及びグレードポイントは、次のとおりとする。

成績表記	評点	評定基準	グレードポイント
S	90 点以上	特に優秀な成績	4
A	80~89 点	優れた成績	3
B	70~79 点	要求を満たす成績	2
C	60~69 点	合格と認められる成績	1
F	59 点以下	不合格	0
失格		出席不足で受験資格がない場合	算定対象外
欠試		試験に欠席した場合	算定対象外
保留		成績提出期間に評価できない場合	算定対象外
認定(T)		認定	算定対象外

- 2 欠試となった授業科目の成績評価は、追試験の評価又は失格とする。但し、追試験は得点を 1 割減じて評価する。
- 3 再試験の成績評価は、合格と認められる場合、C (評点 60 点) または認定 (T) と評価する。

- 4 保留となった授業科目の成績評価は、春学期と夏学期は夏学期中に、秋学期は秋学期中に行う。
- 5 成績評価のグレードポイントを次の計算式により算出した値を学業成績の指標とする。

$$\text{グレードポイントアベレージ (GPA)} = \frac{4 \times S \text{の修得単位数} + 3 \times A \text{の修得単位数} + 2 \times B \text{の修得単位数} + 1 \times C \text{の修得単位数}}{\text{成績評価された授業科目の総単位数 (F と評価された授業科目を含む)}}$$

- 6 追試験及び再試験により試験評価が確定した場合、保留とされた授業科目の評価が確定した場合及び F と評価された授業科目を再履修し評価を得た場合には GPA を再計算する。

(GPA の活用)

第8条

- 1 GPA は、学内表彰及び奨学生の選考時の資料とする。
- 2 春学期と夏学期及び秋学期の GPA が基準未満となった学生は成績不振者として、クラス担任又はゼミ担当により指導を行う。
- 3 GPA は卒業判定の資料とし、在学期間の GPA が 1.5 未満となった場合は成績不振者として、卒業を認定しない。

(GPA による履修指導)

第8条の2

前条第 2 項の履修指導は以下のとおりとする。

- (1) 春学期と夏学期及び秋学期の GPA が 1.5 未満となった学生には、クラス担任またはゼミ担当による注意と指導を行う。
- (2) 春学期と夏学期及び秋学期の GPA 1.5 未満が 2 学期連続、または通算で 3 学期になった学生に対しては、クラス担任またはゼミ担当が本人及び保護者と面談し、注意と指導を行う。
- (3) 春学期と夏学期及び秋学期の GPA 1.5 未満が 3 学期連続、または通算で 4 学期になった学生に対しては、クラス担任またはゼミ担当が本人及び保護者と面談し、退学勧告を行う。ただし、本人に起因しない特別な事由があると学長が判断した場合には、成績不振とする学期を猶予することがある。

(年次履修登録単位数の特例科目)

第9条 学生の年次履修登録単位数に含めない科目は次のとおりとする。

- (1) 授業内容が学外での実習中心となる科目 (別表 2)

附 則

この規則は、平成 23 年 3 月 10 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日に遡及して適用する。なお、情報コミュニケーション学部は従前の例による。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この筑波学院大学教育課程及び履修方法に関する規則は、筑波学院大学教育課程及び履修方法に関する規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度に在学する学生に適用する。  
ただし、令和2年度以前の入学者に対する第9条及び別表1の適用はなお従前の例による。
- 平成30年度以前に入学した者に対する第5条の2は次表のとおりとする。

科目区分		必修	選択	卒業要件 単位数	備考
総合教養 科目群	教養科目		8	8	
	外国語科目		4	4	
入門科目群		22	2	24	
専門基礎 科目群	共通科目		60	60	希望のコースから16単位以上
	コース科目				
専門発展 科目群			6		希望のコースにかかわらず6単位以上
卒業研究		4		4	
進路支援 科目群	キャリア形成	4	2	6	
	実践科目	8	2	10	
自由科目(どの科目群からとつてもよい単位)			8	8	
計		38	86	124	

- 平成31年度に入学した者に対する第5条の2は次表のとおりとする。

科目区分		必修	選択	卒業要件 単位数	備考
総合教養 科目群	教養科目		8	8	
	外国語科目		4	4	
入門科目群		22		22	
専門基礎 科目群	共通科目		60	60	希望のコース科目から16単位以上
	コース科目				
専門発展 科目群			6		希望のコースにかかわらず6単位以上
卒業研究(専門発展科目群)		4		4	
進路支援 科目群	キャリア形成	6	10	16	
	実践科目				

自由科目(どの科目群からとつてもよい単位)		10	10	
計	32	92	124	

- 令和2年度に入学した者に対する第5条の2は次表のとおりとする。

科目区分		必修	選択	卒業要件 単位数	備考
総合教養 科目群	教養科目		8	8	
	外国語科目		4	4	
入門科目群		24		24	
専門基礎 科目群	共通科目		60	60	希望のコース科目から16単位以上
	コース科目				
専門発展 科目群			6		希望のコース科目に関わらず6単位以上
卒業研究(専門発展科目群)		4		4	
進路支援 科目群	キャリア形成	6	10	16	
	実践科目				
自由科目(どの科目群からとつてもよい単位)			8	8	
計		34	90	124	

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。  
ただし、令和4年度入学の編入生及び令和3年度以前の入学者に対する第5条の2、第9条及び別表1の適用はなお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。  
ただし、令和6年度入学の編入生及び令和5年度以前の入学者に対する第3条の2、第5条の2及び別表1の適用はなお従前の例による。

別表1 経営情報学部ビジネスデザイン学科

科目区分	授業科目の名称	単位数			備考		
		必修	選択	自由			
総合 教養 科目 目 群	世界史	2			選択必修 8単位		
	日本史	2					
	現代の思想	2					
	文化の考え方	2					
	地理学	2					
	社会と科学技術	2					
	環境科学	2					
	地球と資源	2					
	日本国憲法	2					
	法律の基礎	2					
	政治の基礎	2					
	経済の基礎	2					
	会計の基礎	2					
	心理学	2					
	健康論	2					
	社会学	2					
	コンピュータ言語入門	2					
	論理的思考と文章作成	2					
	LA Humanities A	2					
	LA Humanities B	2					
	LA Humanities C	2					
	LA Social sciences A	2					
	LA Social sciences B	2					
	LA Social sciences C	2					
	LA Natural sciences A	2					
	LA Natural sciences B	2					
	LA Natural sciences C	2					
	特別教養講座 A	1					
	特別教養講座 B	1					
	外国 語科 目	EAP Basic1	4				必修 8単位 ILAコース 必修科目 ILAコース 必修科目 ILAコース 推奨科目 ILAコース 推奨科目 ILAコース 推奨科目 ILAコース 推奨科目 ILAコース 必修科目
		EAP Basic2	4				
		EB Reading and Writing	4				
		EB Listening and Speaking	4				
EB Communication Strategies		2					
EB Effective Presentation Skills		2					
EB Integrating English Grammar into Communication		2					
EB Reading, Writing and Critical Thinking		2					
Study Abroad Preparation		2					
EI Enhanced Speaking Skills		2					
EI Enhanced Writing Skills		2					
EI Enhanced Reading Skills		2					
留学生日本語 A 1		2					
留学生日本語 B 1		2					
留学生日本語 A 2		2					
留学生日本語 B 2	2						
留学生日本語演習 A	2						
留学生日本語演習 B	2						
留学生日本語演習 C	2						
留学生日本語演習 D	2						
入門 科目 群	基礎ゼミ1	2			必修 2.0単位 選択必修 2単位		
	基礎ゼミ2	2					
	日本語リテラシー A	2					
	日本語リテラシー B	2					
	数学	2					
	情報基礎 A	2					
	情報基礎 B	2					
	情報倫理	2					
	情報と社会	2					
	多文化協働演習	2					
	経営学入門	2					
	人文科学入門	2					
	情報・デザイン入門 A	2					
	情報・デザイン入門 B	2					
	社会科学入門	2					

科目区分	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
共通 科目 目	プレゼンテーション		2		
	データ分析と統計1		2		
経営 専 攻	データ分析と統計2		2		
	ロジカルシンキング		2		
専 門 基 礎 科 目 群	経営戦略		2		選択 希望専攻科目から 2.4単位以上
	経営哲学		2		
	経営分析		2		
	経営行動科学		2		
	経済史		2		
	経営史		2		
	マーケティングA		2		
	マーケティングB		2		
	簿記会計1		4		
	簿記会計2		4		
	人的資源管理論		2		
	リーダーシップ論		2		
	経営財務		2		
	経営学概論		2		
	ファイナンス概論		2		
	国際経営論		2		
	経済学概論		2		
	中小企業論(起業論)		2		
	ビジネスプランニング		2		
	リスクマネジメント		2		
	経営管理論		2		
	ビジネスマネジメント特論A		2		
	ビジネスマネジメント特論B		2		
	ビジネスマネジメント特論C		2		
	会社法		2		
知的財産権		2			
ビジネス数学1		2			
ビジネス数学2		2			
地域経営論		2			
人 文 科 学 専 攻	English through Movies		2		ILAコース 必修科目 ILAコース 必修科目
	English for Tourism		2		
	Discussion Skills A		2		
	Discussion Skills B		2		
	Basic Skills for TOEIC A		2		
	Basic Skills for TOEIC B		2		
	English for Academic Purposes		2		
	EA Advanced Speaking Skills		2		
	EA Advanced Reading Skills		2		
	EA Advanced Writing Skills		2		
	EA Communication and Leadership Skills		2		
	海外留学/Global Academic Study Programme		12		
	現地報告演習		2		
	国際コミュニケーションの基礎1		2		
	国際コミュニケーションの基礎2		2		
	異文化理解A/Crosscultural Understanding A		2		
	異文化理解B/Crosscultural Understanding B		2		
	国際文化論A/Intercultural Studies A		2		
	国際文化論B/Intercultural Studies B		2		
	地域研究A/Area Studies A		2		
	地域研究B/Area Studies B		2		
	地域研究C		2		
	人文科学特論A		2		
	人文科学特論B		2		
	人文科学特論C		2		
Intermediate Skills for TOEIC (700~800)		2			
Advanced Skills for TOEIC (800~)		2			
表象文化論		2			
デザイン史		2			
メディアと文化		2			
映像と文化		2			
ファシリテーションの基礎		2			
ファシリテーションの実践		2			

科目区分	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
専門基礎科目群	デザイン基礎A		2		
	デザイン基礎B		2		
	イラストレーション1		2		
	イラストレーション2		2		
	グラフィックデザインA		2		
	グラフィックデザインB		2		
	DTP1		2		
	DTP2		2		
	C.G概論		2		
	画像処理概論		2		
	3次元表現1		2		
	3次元表現2		2		
	アニメーション基礎		4		
	アニメと映像A		2		
	アニメと映像B		2		
	映像編集・制作1		2		
	映像編集・制作2		2		
	映像サウンド表現A		2		
	映像サウンド表現B		2		
	色彩学1		2		
	色彩学2		2		
	キャラクターデザイン		2		
	ユニバーサルデザイン		2		
	アニメーション史		2		
	プログラミングA		4		
	プログラミングB		4		
	プログラミングC		2		
	プログラミングD		2		
	アルゴリズム		2		
	データベース		2		
	Webデザイン		2		
	情報デザイン		2		
	情報システム		2		
	情報数学		2		
	情報活用と危機管理		2		
	ネットワーク活用		2		
	IoT技術		2		
	ウェアラブルコンピューティング		2		
	AIの活用		2		
	ロボティクス		2		
	マルチメディア		2		
	情報・デザイン特論A		2		
	情報・デザイン特論B		2		
	情報・デザイン特論C		2		
	情報・デザイン特論D		2		
	情報・デザイン特論E		2		
	情報・デザイン特論F		2		
	コンピュータシステムA		2		
	コンピュータシステムB		2		

科目区分	授業科目の名称	単位数			備考	
		必修	選択	自由		
専門基礎科目群	行政学		2			
	社会保障論		2			
	地方自治論		2			
	公共政策概論		2			
	行政法総論		2			
	行政法各論		2			
	政治学原論		2			
	民法1		2			
	民法2		2			
	地方の危機管理		2			
	多文化共生論		2			
	地域連携概論		2			
	行政実務特論A		2			
	行政実務特論B		2			
	行政実務特論C		2			
	行政教養1		2			
	行政教養2		2			
	行政教養3		2			
	法律実務研究		2			
	経済事情研究		2			
	行政実務研究		2			
	政策事情特論		2			
	社会科学特論A		2			
	社会科学特論B		2			
	社会科学特論C		2			
	国際関係論A/International relations theory		2			
	国際関係論B/International relations theory		2			
	ライフスパンと認知心理		2			
	視覚心理学		2			
	感性認知心理学		2			
メディアリテラシー		2				
専門発展科目群	専門演習ゼミ入門		2			
	専門演習ゼミ1		4			
	専門演習ゼミ2		4			
進路支援科目群	卒業研究		4		ILAコース 必修科目	
	実践科目	サービス・ラーニング演習A	2			
		サービス・ラーニング演習B	2			
		インターンシップ	2			
		海外研修	2			
	キャリア形成	時事問題研究		2		
		業界研究1		2		
		業界研究2		2		
		文章理解応用1		2		
		数的処理1		2		
文章理解応用2			2			
数的処理2			2			
数的処理応用			2			
	キャリアデザインA	2		必修 6単位		
	キャリアデザインB	2				
	就職のための基礎知識A	1				
	就職のための基礎知識B	1				

別表2 【授業内容が学外での現場実習中心となる科目】

科目区分	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
進路支援 実践科目	インターンシップ		2		
	海外研修		2		

## ■学内施設ガイド

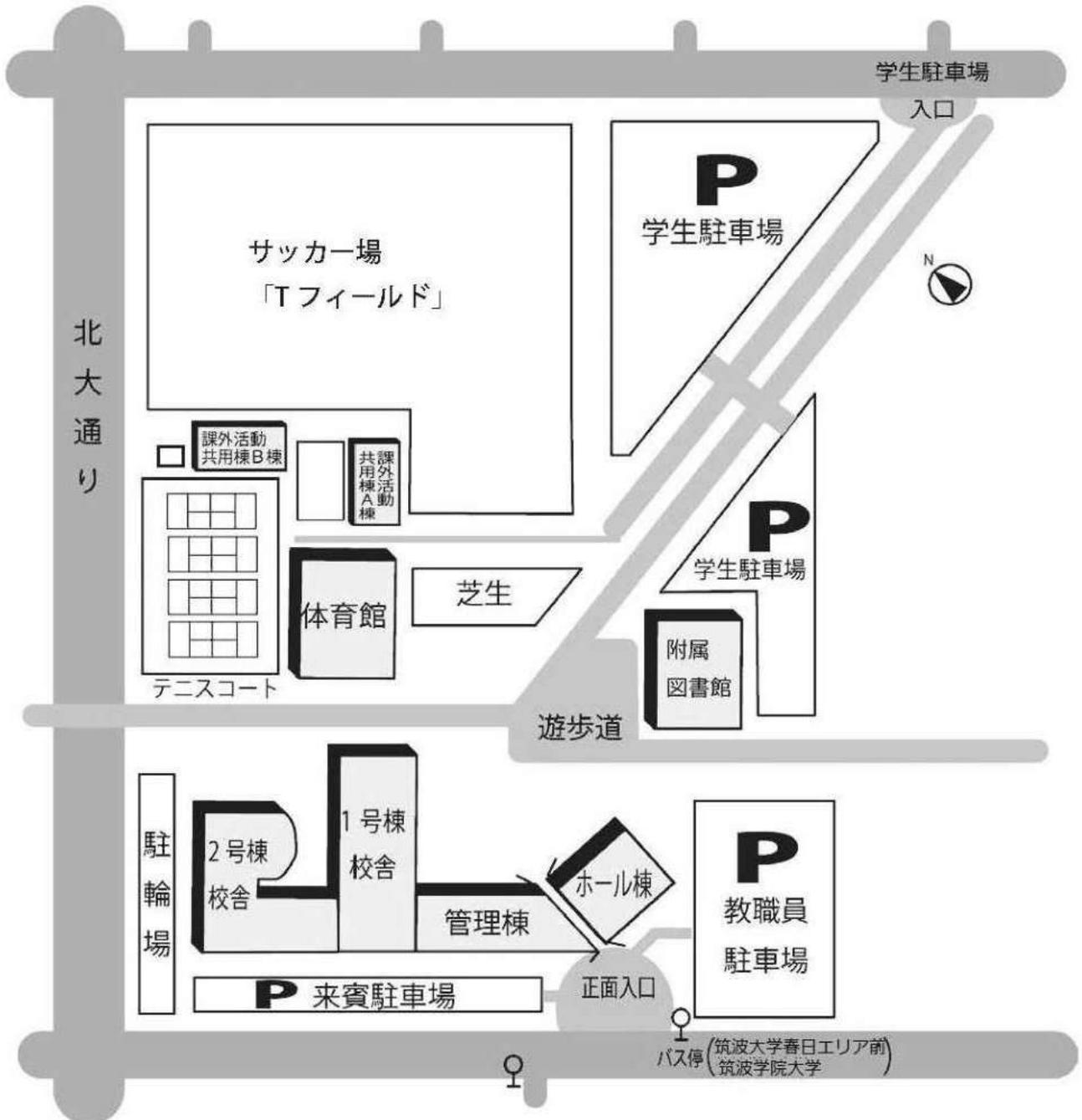
### 【 つくばキャンパス 】

1. キャンパスマップ
2. 教室・研究室等配置図
3. 附属図書館案内図
4. 体育館案内図
5. 課外活動共用棟案内図

### 【 仙台キャンパス 】

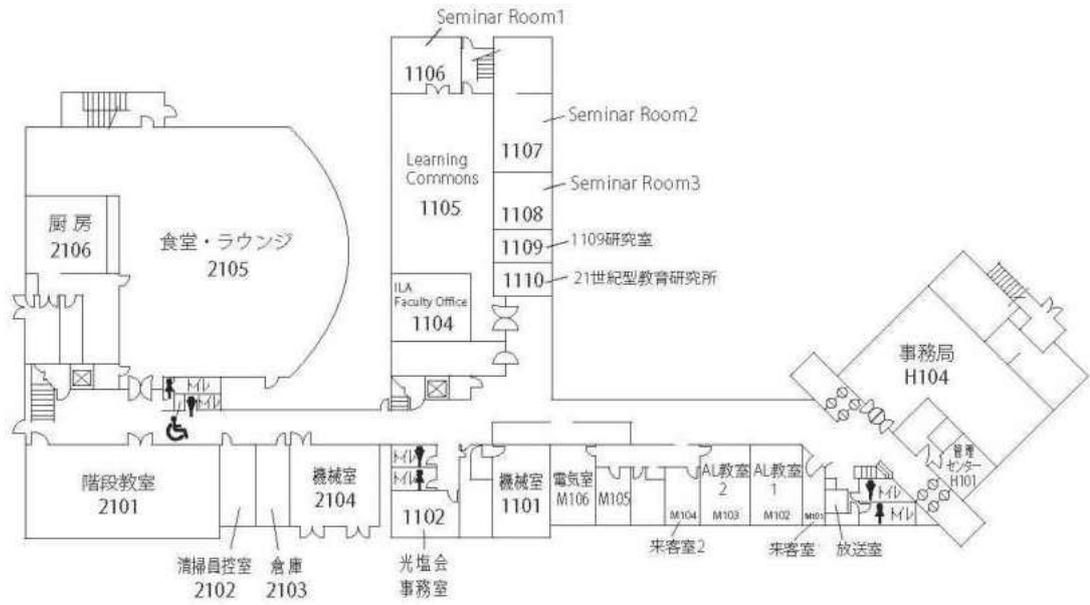
1. キャンパスマップ
2. 教室等配置図

# 1. つくばキャンパス キャンバスマップ

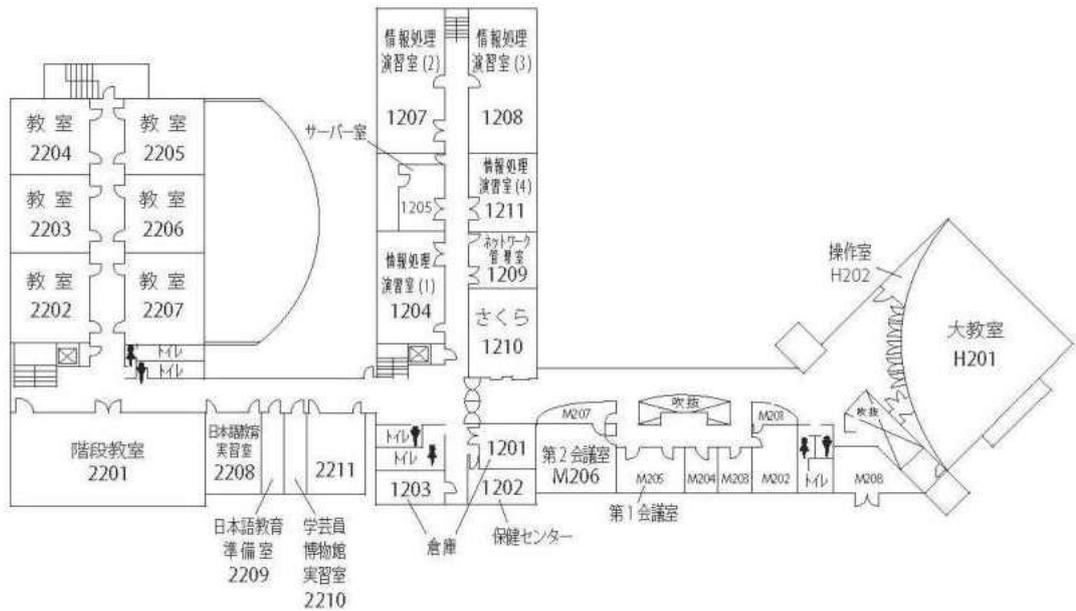


## 2. つくばキャンパス 教室・研究室等配置図

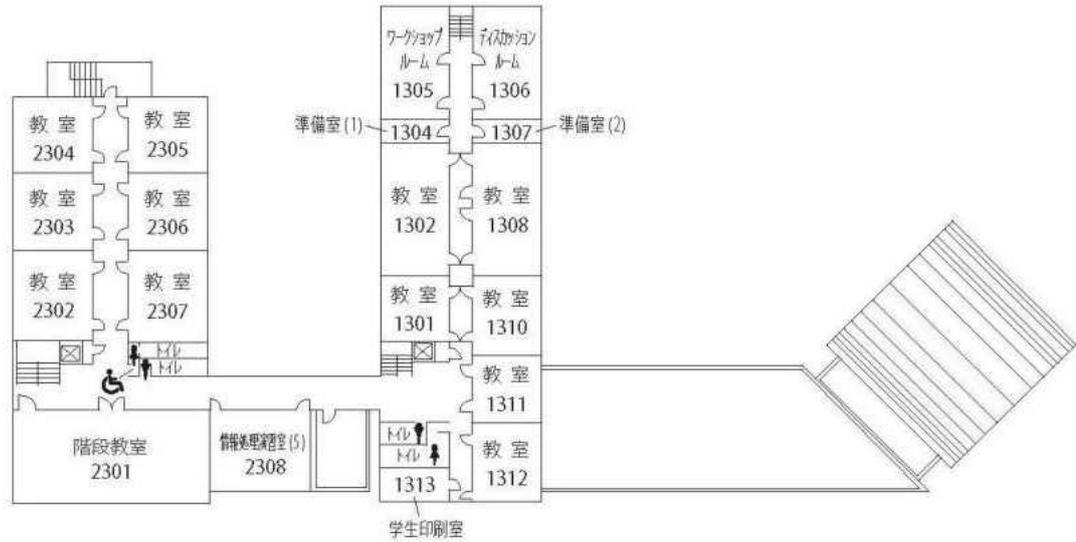
1F



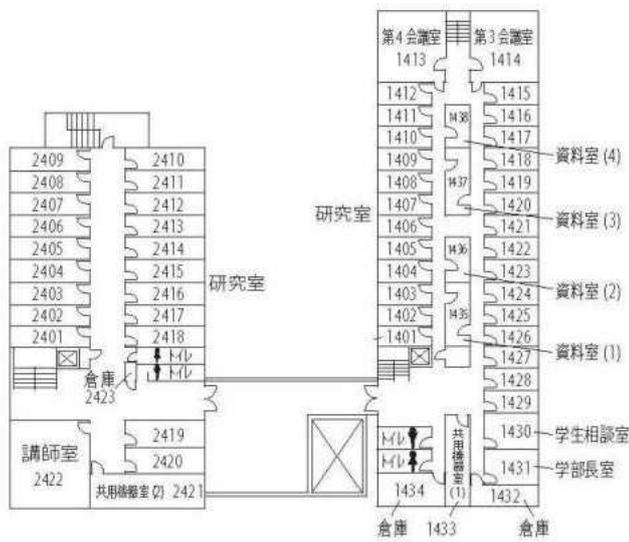
2F



3F



4F

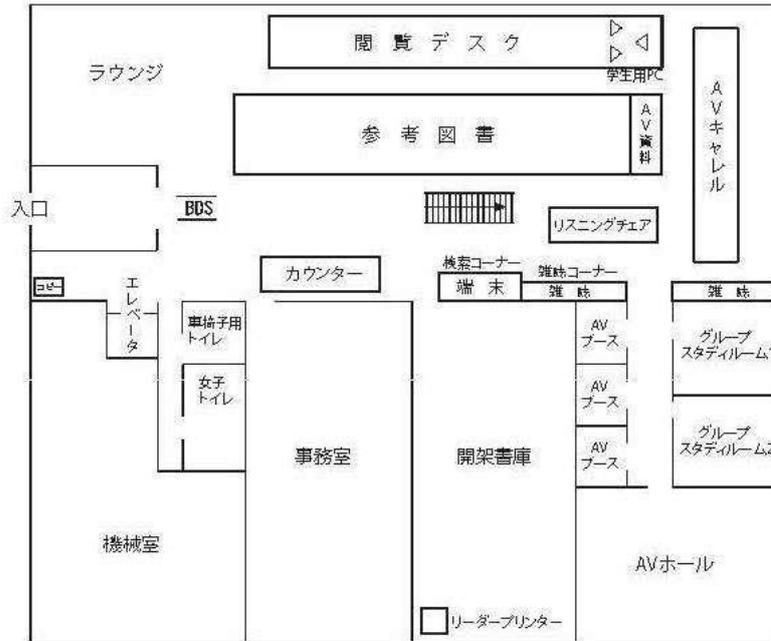


教員研究室一覧 令和6年4月1日現在

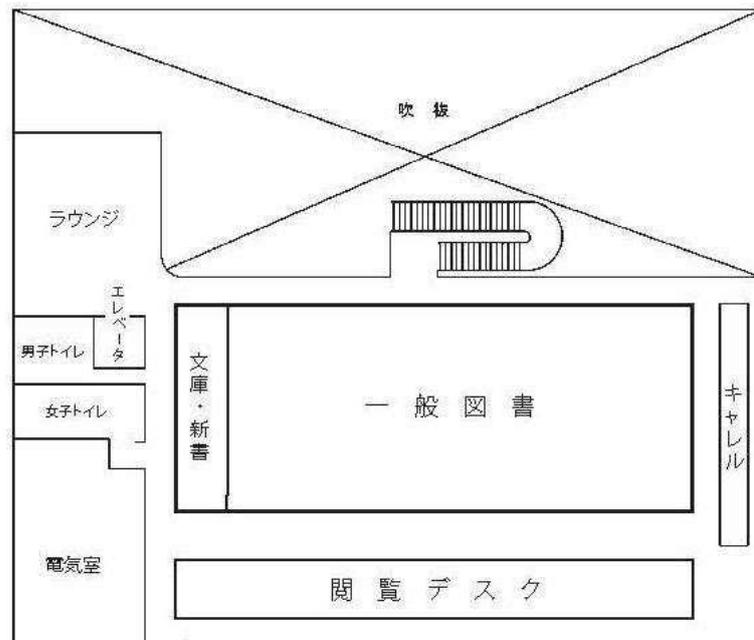
研究室	氏名	研究室	氏名	研究室	氏名	研究室	氏名
2409		2410		1412	横澤	1415	伊藤
2408	谷本	2411		1411		1416	
2407	卯城	2412		1410		1417	
2406		2413		1409	宝輪	1418	古家
2405		2414		1408	亀田	1419	飛騨
2404		2415		1407	藤田	1420	山島
2403	倉場	2416	横澤	1406	濱西	1421	シュベ
2402		2417		1405	太田	1422	高藤
2401		2418		1404		1423	高橋
				1403	野田	1424	佐野
				1402		1425	
				1401		1426	桐原
						1427	宗像
						1428	小孫
						1429	望月

### 3. つくばキャンパス 附属図書館案内図

1階

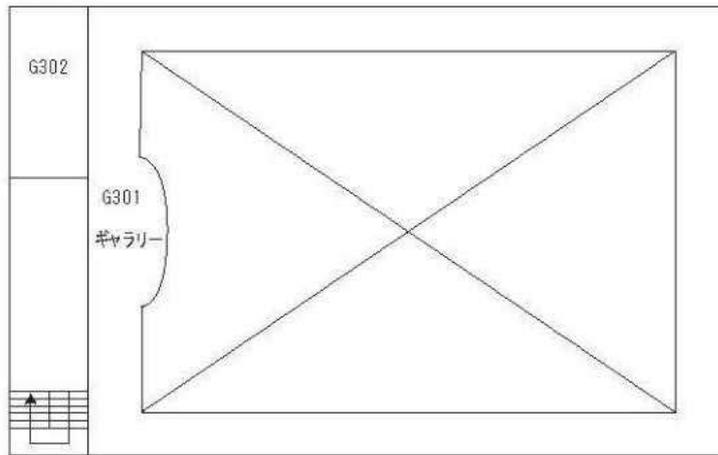


2階



## 4. つくばキャンパス 体育館案内図

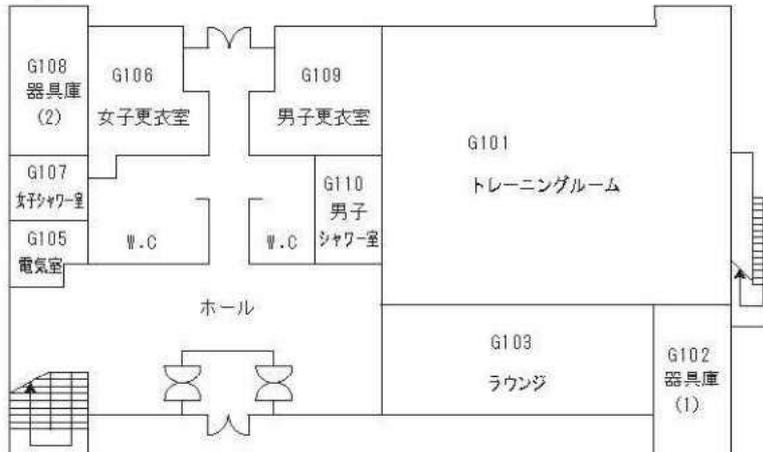
3階



2階



1階



## 5. つくばキャンパス 課外活動共用棟案内図

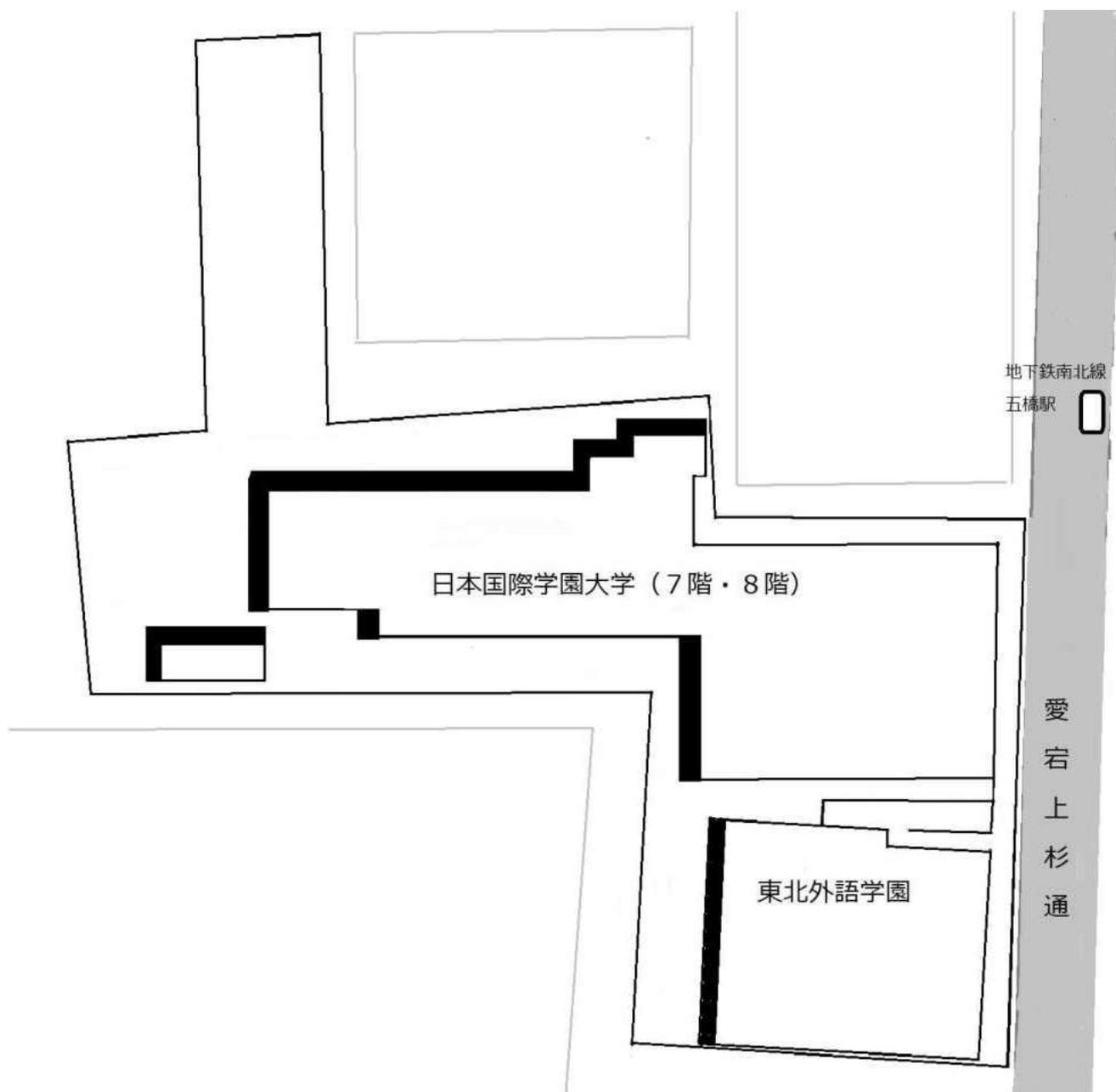
### A棟

W. C		1	2	3	4	5	
13 バドミントン サークル	12	11 Dance Club WID	10	9 ジャグリングサークル Farce	8	7	6

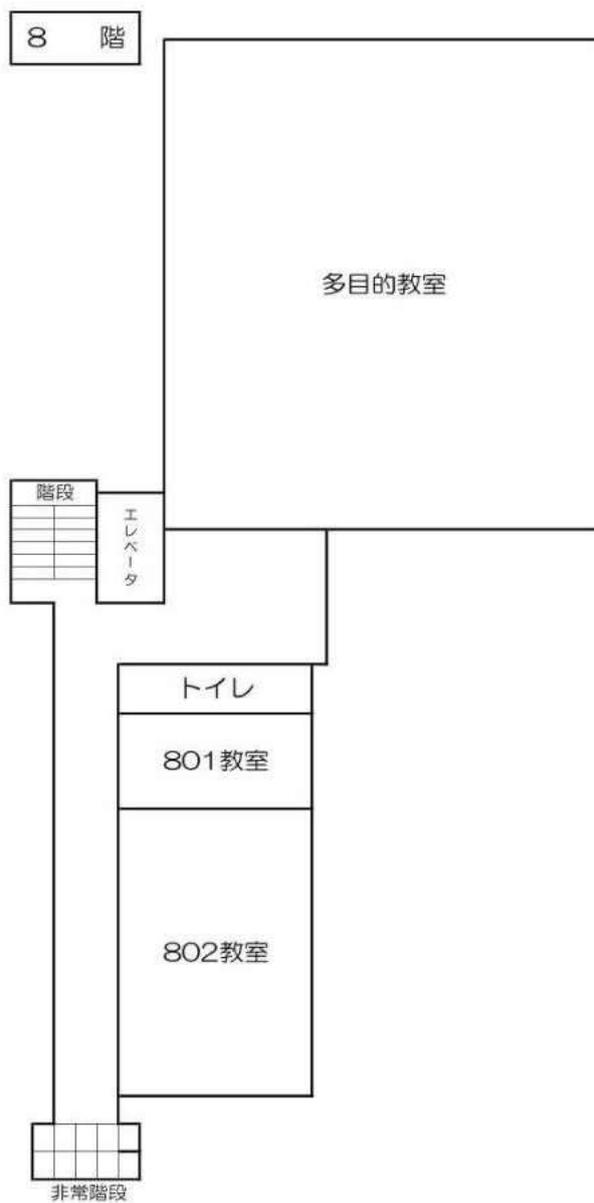
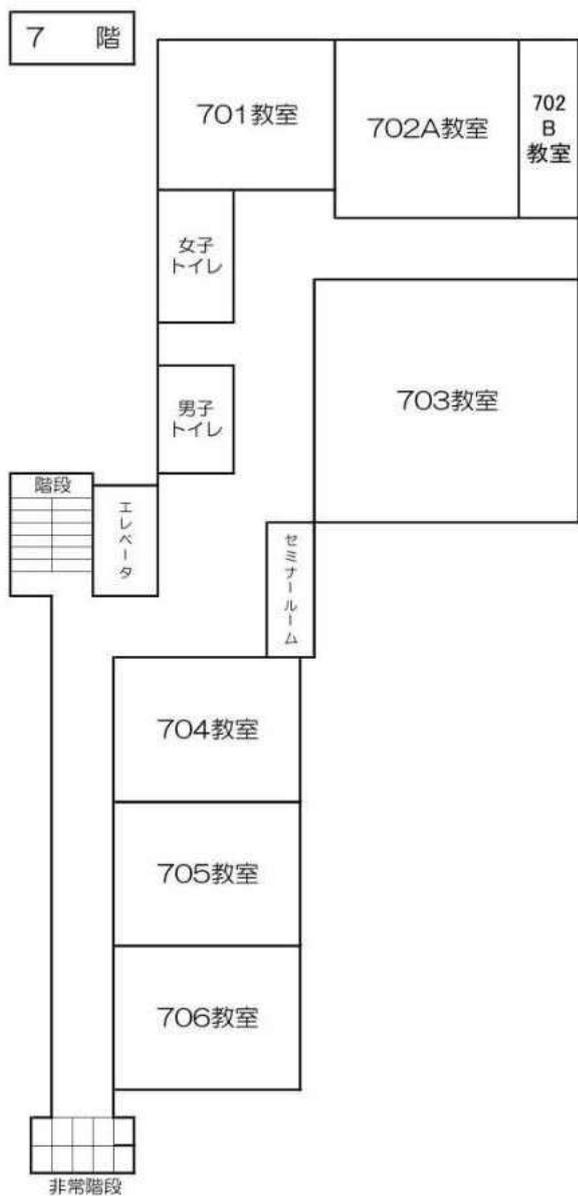
### B棟

W. C	1 学友会	2	3	4 現代視覚文化研究会	5	6
13 KVA 祭実行委員会	12	11 学友会	10	9 カードゲーム部	8 テーブルゲーム 同好会	7

## 6. 仙台キャンパス キャンバスマップ



# 7. 仙台キャンパス 教室等配置図



実務経験のある教員等による授業科目の一覧表

シラバス名	担当者名
情報倫理①	宗像 諭
情報倫理②	丸山 雅貴
情報倫理（留学生）①②	谷本 茂明
情報倫理（留学生）③	谷本 茂明
金融の基礎	袖山 則宏
経済の基礎	袖山 則宏
インターンシップ	大田 住吉
情報基礎 A④	宗像 諭
情報基礎 A① (ILA)	バンタ ポーラ
情報基礎 A②③	バンタ ポーラ
情報基礎 A⑤	丸山 雅貴
情報基礎 A（留学生）①	山島 一浩
情報基礎 A（留学生）②	山島 一浩
情報基礎 A（留学生）③	高藤 清美
情報基礎 B④	宗像 諭
情報基礎 B① (ILA)	バンタ ポーラ
情報基礎 B②③	バンタ ポーラ
情報基礎 B⑤	丸山 雅貴
情報システム	バンタ ポーラ
知的財産権	山岸 由敦
情報と社会①	宗像 諭
情報と社会②	丸山 雅貴
情報と社会（留学生）①②	谷本 茂明
情報と社会（留学生）③	谷本 茂明
基礎ゼミ 1（2021年度以前入学者）	芹川 純一
基礎ゼミ 2（2021年度以前入学者）	芹川 純一
基礎ゼミ 1（2022・2023年度入学者）	芹川 純一
アルゴリズム	谷本 茂明
情報活用と危機管理	谷本 茂明
ビジネス実務	伊藤 雅之
財政学	荒幡 克己
経済史	荒幡 克己
ネットワーク活用 A	バンタ ポーラ
ネットワーク活用 B	バンタ ポーラ
マーケティング A	大田 住吉
マーケティング B	伊藤 雅之
ミクロ経済 A	荒幡 克己
経営戦略 1	伊藤 雅之
経営分析 2	藤田 泰一
経営シミュレーション	大田 住吉
経済安全保障	荒幡 克己
経営概論	大田 住吉
国際金融	袖山 則宏
リスクマネジメント	大田 住吉
地域経営論 A	伊藤 雅之
経営戦略	伊藤 雅之
経営行動科学	藤田 泰一
ビジネスプランニング	大田 住吉
人的資源管理論	藤田 泰一
リーダーシップ論	高橋 宏明

経営学概論	大田 住吉
ファイナンス概論	袖山 則宏
経済学概論	荒幡 克己
ビジネスマネジメント特論Ⅱ	伊藤 雅之
ビジネスマネジメント特論Ⅲ	大田 住吉
ビジネスマネジメント特論B	伊藤 雅之
ビジネスマネジメント特論C	大田 住吉
国際コミュニケーションの基礎 1	西田 弘次
国際社会と文化A	西田 弘次
人間とロボット 1	新谷 幸弘
人間とロボット 2	新谷 幸弘
国際協力・社会支援	高須 直子
ファシリテーションの基礎	神保 裕昭
ファシリテーションの実践	神保 裕昭
異文化理解A	西田 弘次
国際関係論A	高須 直子
国際関係論B	荒幡 克己
ユニバーサルデザイン	山岸 由敦
データベース	パンタ ポーラ
ユニバーサルデザインA	山岸 由敦
アドバンストプログラミング	パンタ ポーラ
ネットワーク活用1	パンタ ポーラ
ネットワーク活用2	パンタ ポーラ
実務プログラミング	谷本 茂明
A I と社会	丸山 雅貴
A I の活用	丸山 雅貴
情報デザイン特論Ⅱ	谷本 茂明
情報デザイン特論Ⅲ	パンタ ポーラ
ネットワーク活用	パンタ ポーラ
ロボティクス	新谷 幸弘
情報・デザイン特論B	谷本 茂明
情報・デザイン特論C	パンタ ポーラ
地域経営論	伊藤 雅之
行政実務特論C	佐々木 克朗
経済事情研究	荒幡 克己
卒業研究	荒幡 克己
ビジネスマネジメント演習A 1	大田 住吉
ビジネスマネジメント演習A 2	大田 住吉
ビジネスマネジメント演習B 1	荒幡 克己
ビジネスマネジメント演習B 2	荒幡 克己
専門演習ゼミ 1	伊藤 雅之
専門演習ゼミ 1	大田 住吉
専門演習ゼミ 1	荒幡 克己
専門演習ゼミ 2	伊藤 雅之
専門演習ゼミ 2	大田 住吉
専門演習ゼミ 2	荒幡 克己
キャリアデザインB①	林 雅彦
キャリアデザインB②	林 雅彦
業界研究 1	藤田 泰一
業界研究 2	藤田 泰一
業界研究	藤田 泰一

財務概要(令和5年度)

(1)資金収支計算書

(単位:千円)

収入の部		支出の部	
学生生徒等納付金収入	458,731	人件費支出	430,098
手数料収入	5,369	教育研究経費支出	139,521
寄付金収入	200,000	管理経費支出	95,147
補助金	36,840	施設関係支出	17,243
資産売却収入	0	設備関係支出	15,682
附属収入・収益事業収入	830	資産運用支出	0
受取利息	14	その他の支出	110,281
雑収入	10,810		
前受金収入	195,653		
その他の収入	6,108		
資金収入調整勘定	△ 202,319	資金支出調整勘定	22,651
前年度繰越支払資金	1,231,996	翌年度繰越支払資金	1,148,189
収入の部 合計	1,944,035	支出の部 合計	1,944,035

(2)活動区分別資金収支計算書

(単位:千円)

教育活動による資金収支	教育活動資金収支差額	45,000
施設整備等活動による資金収支	施設整備等活動資金収支差額	△ 30,000
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)		21,000
その他の活動による資金収支	その他の活動資金収支差額	△ 105,000
資金収支の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)		△ 83,000
前年度繰越支払資金		1,231,000
翌年度繰越支払資金		1,148,000

## (3)事業活動収支計算書

(単位:千円)

教育活動収支			
事業活動収入の部		事業活動支出の部	
学生生徒等納付金	458,731	人件費支出	427,626
手数料	5,369	教育研究経費支出	223,333
寄付金	200,000	管理経費支出	98,661
補助金	36,840	徴収不能額等	0
付随事業収入	830		
雑収入	10,810		
教育活動収入計	712,582	教育活動支出計	749,621
教育活動収支差額			△ 37,039
教育活動外収支			
事業活動収入の部		事業活動支出の部	
受取利息	14		
その他の教育活動外収入	0		
教育活動外収入計	14	教育活動外支出計	522
教育活動外収支差額			△ 507
経常収支差額			△ 37,547
特別収支			
事業活動収入の部		事業活動支出の部	
特別収入計	0	特別支出計	0
特別収支差額			0
基本金組入前当年度収支差額			△ 32,795
基本金組入額合計			△ 47,677
当年度収支差額			△ 80,472
前年度繰越収支差額			506,760
基本金取崩額			0
翌年度繰越収支差額			426,287

## (4)貸借対照表

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
固定資産	2,946,743	固定資産	96,683
		流動負債	248,547
		負債の部 合計	345,231
流動資産	1,156,037	純資産の部	
		第1号基本金	3,331,262
		繰越収支差額	426,287
		純資産の部 合計	3,757,549
資産の部 合計	4,102,780	負債及び純資産の部合計	4,102,780

## (5)財産目録

(単位:千円)

資産額		負債額	
固定資産	2,946,743	固定資産	96,683
		流動負債	248,547
		負債総額	345,231
流動資産	1,156,037	正味財産	
資産総額	4,102,780	正味財産	4,102,780